

大船渡市下水道事業経営戦略【改訂版】

(令和5年度～令和14年度)

令和5年3月

大船渡市

目 次

1	経営戦略の概要	1
(1)	経営戦略策定の目的	1
(2)	経営戦略の位置付け	1
(3)	経営戦略の計画期間	1
2	事業の現状と課題	2
(1)	事業の現状	2
ア	施設	2
イ	法適・非適の区分	4
ウ	処理区域内人口密度	4
エ	処理区又は地区数・処理場数・流域下水道等への接続の有無	4
オ	広域化・共同化・最適化実施状況	4
(2)	使用料	5
(3)	組織	6
ア	事業運営組織	6
(4)	民間活力の活用等	6
ア	民間活力の状況	6
イ	資産活用の状況	7
(5)	経営比較分析表を活用した現状分析	8
ア	経常収支比率	9
イ	累積欠損金比率	10
ウ	流動比率	10
エ	企業債残高対事業規模比率	11
オ	経費回収率	11
カ	汚水処理原価	11
キ	施設利用率	12
ク	水洗化率	12
ケ	有形固定資産減価償却率	13
(6)	経営上の課題	14
3	将来の事業環境	15
(1)	人口の予測	15
ア	行政区域内人口	15
イ	整備人口・水洗化人口	16
(2)	有収水量の予測	17
(3)	使用料収入の見通し	18
(4)	施設整備の見通し	18

ア	未普及対策事業	18
イ	老朽化対策事業	20
(5)	組織の見通し	21
4	経営の基本方針	22
(1)	基本方針	22
(2)	取組方針	23
ア	財政の健全化	23
イ	投資の効率化	23
ウ	施設管理の最適化	24
(3)	数値目標	25
5	投資・財政計画	26
(1)	収支計画のうち、投資についての説明	26
ア	公共下水道事業	26
イ	漁業集落排水事業	29
(2)	収支計画のうち財源についての説明	32
ア	公共下水道事業	32
イ	漁業集落排水事業	32
(3)	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	33
ア	公共下水道	33
イ	漁業集落排水	35
(4)	一般会計からの繰入れの見通し	37
ア	公共下水道事業	37
イ	漁業集落排水事業	37
(5)	使用料水準の見直しに関する検討	38
ア	使用料水準の見直しに関する検討のパターン設定	38
イ	財政収支の見通し	41
ウ	使用料水準に関する検討	44
(6)	財政収支予測結果	44
(7)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	51
ア	今後の投資についての考え方・検討状況	51
イ	今後の財源についての考え方・検討状況	51
ウ	投資以外の経費についての考え方・検討状況	51
6	経営戦略の推進体制	52
(1)	推進体制と進捗管理	52
(2)	施策の取組による効果の検証	52
7	巻末資料	53

(1) 経営比較分析の類似団体	53
(2) 経営比較分析表の解説	54
ア 経常収支比率	54
イ 累積欠損金比率	54
ウ 流動比率	55
エ 企業債残高対事業規模比率	55
オ 経費回収率	56
カ 汚水処理原価	56
キ 施設利用率	57
ク 水洗化率	57
ケ 有形固定資産減価償却率	58
コ その他の指標	59
(3) 老朽化対策事業	60
8 用語集	65

1 経営戦略の概要

(1) 経営戦略策定の目的

本市では、公共用水域の水質保全や快適で衛生的な生活環境の改善等を図るため、公共下水道事業及び漁業集落排水事業による汚水処理を開始し、約30年が経過しています。

全国的に人口減少が進行する中、本市の将来人口も減少することが見込まれ、下水道使用料収入の減収が見込まれる中、本市では、汚水処理の未普及区域の解消に向けた管渠の整備や将来的な施設の更新が控えており、下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれます。

本市では、平成28年度に下水道事業の中長期的な経営の基本計画として「大船渡市下水道事業経営戦略」を策定したところですが、「新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）」において、令和7年度までの経営戦略見直しが求められていること、また、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用したことから、投資・財政計画及び財政シミュレーションの全面的な見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたり安定的に事業を経営していくことを目的として、「大船渡市下水道事業経営戦略【改訂版】（以下「経営戦略」という。）」を策定するものです。

(2) 経営戦略の位置付け

経営戦略は、「大船渡市総合計画2021」（令和3年度～令和12年度）を最上位計画とし、「大船渡市公共下水道基本計画（以下「基本計画」という。）」や「大船渡市公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）」、「いわて汚水処理ビジョン2017」等の各種計画との整合を図りながら、今後の下水道事業の中長期的な経営指針として位置付けます。

(3) 経営戦略の計画期間

経営戦略の計画期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
大船渡市総合計画								次期総合計画	
大船渡市公共下水道基本計画									
大船渡市公共下水道事業計画			次期計画					次々期計画	
「いわて汚水処理ビジョン2017」・公共下水道ストックマネジメント計画・漁業集落排水施設機能保全計画等									
大船渡市下水道事業経営戦略 (令和5年度～令和14年度)									

図1-1 計画期間における他計画との関係

2 事業の現状と課題

(1) 事業の現状

ア 施設

令和3年度末時点での下水道施設の整備状況は次のとおりとなっています。(表 2-1～表 2-4)

(7) 公共下水道

公共下水道は、大船渡市内の都市計画区域内について、集合処理による汚水処理が経済的に有利となる区域を整備するため、基本計画を基に、おおむね5年間で整備を行う区域を事業計画に定め、整備を進めています。

表2-1 基本計画及び事業計画の概要

項目		基本計画	事業計画
目標年次		令和17年度	令和7年度
計画面積 (ha)		1,137	913
計画人口 (人)		19,580	17,880
日平均汚水量 (m ³ /日)	家庭	5,744	5,242
	地下水	1,557	1,421
	工場	2,205	1,865
	施設	36	36
	計	9,542	8,564
日最大汚水量 (m ³ /日)	家庭	7,594	6,931
	地下水	1,557	1,421
	工場	2,205	1,865
	施設	48	48
	計	11,404	10,265

表2-2 整備状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
整備面積 (ha)	707.2	754.5	773.6	795.2	809.9
行政人口 (人) A	36,933	36,234	35,471	34,796	33,948
整備人口 (人) B	12,163	13,096	14,354	14,516	14,568
普及率 B/A	32.9	36.1	40.5	41.7	42.9
水洗化人口 (人) C	8,414	8,865	10,178	10,571	10,824
水洗化率 C/B	69.2	67.7	70.9	72.8	74.3
管路総延長 (km)	118.6	129.3	133.2	137.3	141.6

表 2-3 公共下水道の施設概要

施設区分	項目	内容
処理場 (大船渡浄化センター(以下、「浄化センター」という。))	供用開始年度	平成6年度
	経過年数	28年
	処理能力	11,500m ³ /日
管路	供用開始年度	平成6年度～
	経過年数	最大28年
	延長	141,559m
マンホールポンプ場	供用開始年度	平成18年度～
	経過年数	最大16年
	個所数	18か所

(イ) 漁業集落排水

漁港背後集落において、集合処理による汚水処理が経済的に有利となる区域を漁業集落排水事業により整備しました。今後、新規整備計画はありませんが、施設の老朽化に伴い、大船渡市漁業集落排水施設機能保全計画(令和2年度策定)(以下「機能保全計画」という。)により、最適で計画的な施設の更新を行うこととします。

表 2-4 漁業集落排水の施設概要

施設区分	項目	内容	
処理場	根白	供用開始年度	平成元年度
		処理能力	151.0m ³ /日
		経過年数	33年
	小石浜	供用開始年度	平成15年度
		処理能力	49.5m ³ /日
		経過年数	19年
	砂子浜	供用開始年度	平成17年度
		処理能力	36.3m ³ /日
		経過年数	17年
	千歳	供用開始年度	平成19年度
		処理能力	75.9m ³ /日
		経過年数	15年
	崎浜	供用開始年度	平成30年度
		処理能力	198.0m ³ /日
		経過年数	4年
管路	供用開始年度	平成元年度～	
	経過年数	最大33年	
	延長	14,022.5m	
マンホールポンプ場	供用開始年度	平成25年度～	
	経過年数	最大9年	
	個所数	8か所	

イ 法適・非適の区分

本市の公共下水道事業、漁業集落排水事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用しています。

ウ 処理区域内人口密度

本市の公共下水道、漁業集落排水の処理区域内人口密度は次に示すとおりです。

(表 2-5)

表 2-5 処理区域内人口密度 (令和3年度末時点)

事業	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口密度	類型団体人口密度
公共下水道	810ha	14,568人	18人/ha	19人/ha
漁業集落排水	59ha	1,039人	18人/ha	32人/ha

※類型団体人口密度については、令和2年度末時点の平均

エ 処理区又は地区数・処理場数・流域下水道等への接続の有無

本市の公共下水道は、単独公共下水道であり、大船渡処理区1、処理場は1か所あります。

漁業集落排水は5地区あり、それぞれに処理場が1か所ずつ、計5か所の処理場があります。

なお、流域下水道等への接続はありません。

表 2-6 処理区又は地区数・処理場数

事業	処理区または地区数	処理場数
公共下水道	1 処理区 単独公共下水道 (大船渡処理区)	1 か所
漁業集落排水	5 地区 (根白地区、小石浜地区、砂子浜地区、千歳地区、崎浜地区)	5 か所

オ 広域化・共同化・最適化実施状況

汚水処理施設の早期概成に向け、効率的かつ適正な整備手法により事業を進めています。

漁業集落排水事業を実施していた蛸ノ浦地区は、平成31年4月に公共下水道へ編入を行い、効率的な汚水処理事業に適宜取り組んでいます。また、現在5地区ある漁業集落排水では、地理的条件により施設の統合は難しい状況にあります。

(2) 使用料

本市の公共下水道事業と漁業集落排水事業の使用料は、同一の使用料体系としており、表 2-7に示すとおり基本使用料（10m³まで）と汚水排水量に応じた従量制、さらには、汚水排水量の増加に応じて従量使用料を変動させる累進制を採用しています。

使用料対象経費は、汚水処理費の維持管理費全部となっており、資産維持費は含まれていません。直近では、消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、令和元年10月に使用料の改定を実施しています。

表 2-7 下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料（1か月当たり・税込み）

区分	基本使用料（10m ³ まで）	従量使用料（1m ³ あたり）	
		汚水排水量	単価
一般用	1,540円	10m ³ 超～20m ³	121円
		20m ³ 超～30m ³	132円
		30m ³ 超～40m ³	143円
		40m ³ 超～50m ³	154円
		50m ³ 超～100m ³	165円
		100m ³ 超～500m ³	176円
		500m ³ 超～1,000m ³	187円
		1,000m ³ 超	198円
浴場用	1,540円	10m ³ 超	77円
臨時用	1,540円	10m ³ 超	198円

※20m³当たりの使用料 2,750円

令和3年度における汚水処理費（維持管理費＋資本費）に対する使用料の割合（経費回収率）は、公共下水道で47.97%、漁業集落排水で28.29%であり、使用料で賄えない経費については、一般会計からの基準外繰入金等により補填している状況です。

表 2-8に本市の過去3年度分の20m³当たりの条例上の使用料と実質的な使用料^{*}を示しています。総務省は、最低限行うべき経営努力として、使用料基準を3,000円/20m³としていますが、本市は基準に達していない状況です。

※実質的な使用料 使用料収入（円）/有収水量（m³）

表 2-8 条例上の使用料・実質的な使用料（1か月当たり・税込み）

項目	公共下水道			漁業集落排水		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
条例上の使用料（20m ³ 当たり）	2,700円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円
実質的な使用料（20m ³ 当たり）	3,063円	3,360円	3,066円	3,265円	2,790円	2,773円

(3) 組織

ア 事業運営組織

下水道事業は、上下水道部に所属し、下水道事業所として、図 2-1のとおり 4 係体制で事業を運営しています。

また、部門別職員数は、損益勘定職員 6 名、資本勘定職員 4 名の全10名です。

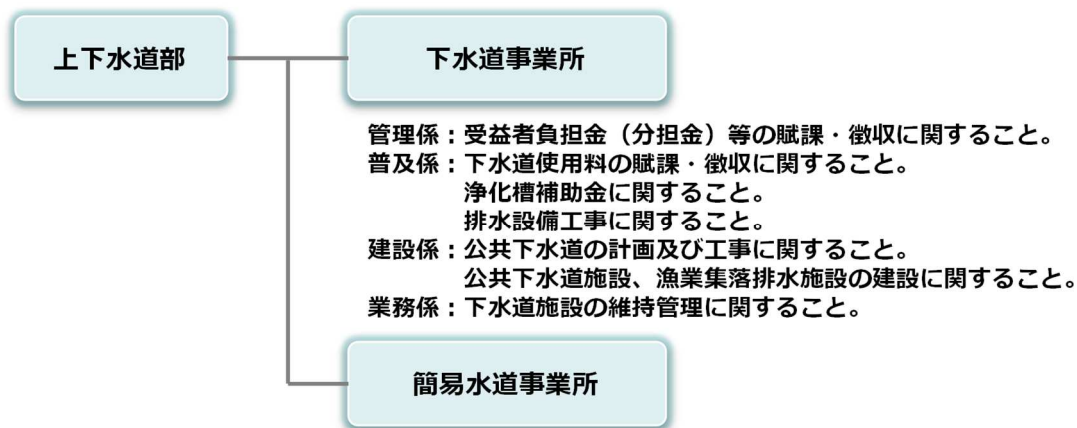


図 2-1 組織図

(4) 民間活力の活用等

ア 民間活力の状況

(7) 外部委託

業務効率化の観点から、使用料の徴収事務について、下水道使用料を水道事業所に、漁業集落排水施設使用料を簡易水道事業所に、それぞれ委託しています。また、処理場等の維持管理を外部委託しています。

(イ) 指定管理者制度

該当ありません。

(ウ) 官民連携 (PPP)

本市では、管路整備の推進に伴い接続戸数が増加したことにより、処理水量が年々増加しており、汚水処理施設の処理能力の増強が喫緊の課題となっていました。

また、管路の整備や処理場の処理系列の増設による建設改良費や維持管理費の増大等が不可避である一方、人口減少に伴い、将来的な使用料収入の減少が見込まれていました。

こうした状況を踏まえ、効率的かつ効果的に中長期にわたって持続可能な下水道事業の運営を行うため、国土交通省の全面的な支援の下、調査・検討を続けました。

その結果、PPP手法の導入による包括的民間委託が最適であるとの結論に至り、施設改良と維持管理を包括的に複数年にわたり民間事業者に委託する『大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業』を平成30年度に開始し、既存施設の改良による処理能力の向上や効率的な施設の管理運営に取り組んでいます。

事業名 : 大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業
事業内容 : 浄化センター運転・維持管理、施設改良（設計・施工）、マンホールポンプ場維持管理
事業期間 : 5年間（平成30年度～令和4年度）
受託者 : 大船渡下水道マネジメント株式会社

イ 資産活用の状況

(7) エネルギー活用

該当ありません。

(イ) 土地・施設等利用（未利用土地、施設活用等）

大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業において、処理能力の向上による施設増設計画のダウンサイジング化を図ったことにより、浄化センター敷地内に未利用地が発生し、その活用方法を検討した結果、民間企業が実施するアクアポニックス[※]事業の施設用地として活用することとしました。

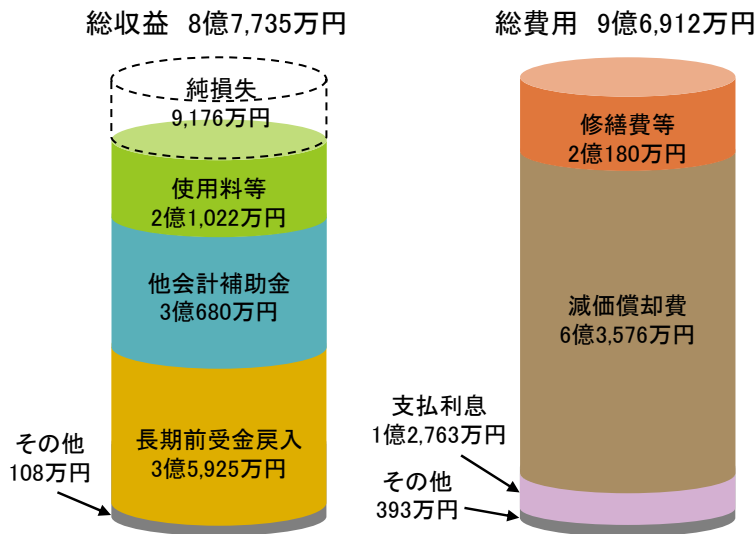
アクアポニックス事業の開始に伴い、土地貸付料収入や地元雇用が創出されるとともに、地域産業との連携や教育教材としての活用等の効果が期待されます。

※ アクアポニックスとは、養殖する魚の排せつ物を肥料にして農作物・植物等を育てる農業の手法の一つです。

(5) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和3年度決算での財政状況は、次のとおりとなっています。総収益は8億7,735万円、総費用は9億6,912万円、収益的収支は9,176万円の純損失を計上しています。

【収益的収支】下水を処理するための収益・費用（消費税抜き）



【資本的収支】施設を整備するための収入と支出（消費税込み）

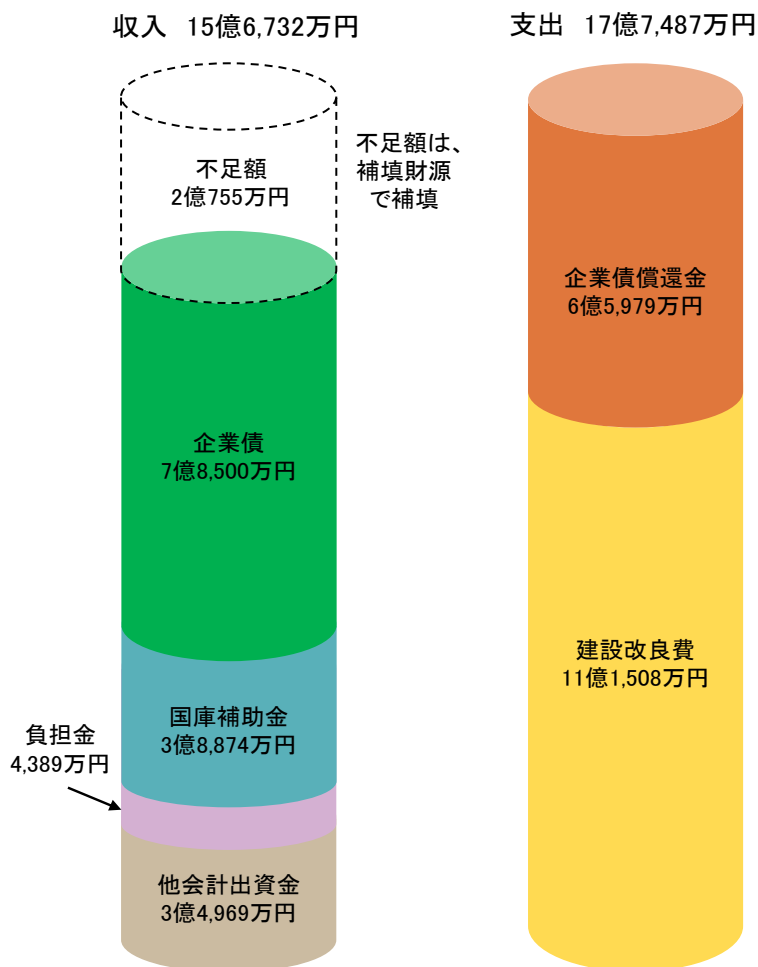


図 2-2 財政状況（令和3年度決算の状況）

下水道事業の経営状況について、令和3年度決算値を基に作成した「経営比較分析表」の経営指標を活用して示しています。全国平均、類似団体*平均、岩手県沿岸の近隣自治体及び同規模の自治体（以下「沿岸地区等」という。）の各事業体については、公表最新値である「経営比較分析表（令和2年度決算）」を用いています。

類似団体は、公共下水道は195団体、漁業集落排水は27団体です。

※ 「経営比較分析表」の経営指標を活用し、人口規模等の類似する他の団体との比較を通じて、自らの経営状況を把握するための参考となるもので、当市は、公共下水道事業では、処理区域内人口区分が3万人未満、処理区域内人口密度区分が25人/ha未満、供用開始後年数別区分が15年以上30年未満の団体であるCd2に該当します。同様に、漁業集落排水事業では、供用開始後年数別区分が30年以上となるH1に該当します。（巻末資料 表7-1, 7-2）



図 2-3 岩手県沿岸地区等の団体

ア 経常収支比率

公共下水道事業は91.82%で100%未満となり、単年度の収支は赤字の状況です。令和3年度では、約7千3百万円の純損失が生じています。経常収益は使用料収入以外の一般会計からの繰入れに大きく依存しており、その要因として、減価償却費が多いこと、水洗化率が低いことにより使用料収入が確保できていないことが挙げられます。

漁業集落排水事業は76.08%で100%未満となり、単年度の収支は赤字の状況です。令和3年度では、約1千8百万円の純損失が生じています。全国平均、類型平均、岩手県沿岸地区等の団体と比較して、大きく下回っている状況です。さらに、公共下水道と同様に、使用料収入以外の一般会計からの繰入れに大きく依存しており、公共下水道事業と同様の要因が考えられます。

そのため、公共下水道事業、漁業集落排水事業ともに、経営改善に向け、接続率を向上させながら、使用料水準の見直しに向けた検討などの取組を行う必要があります。

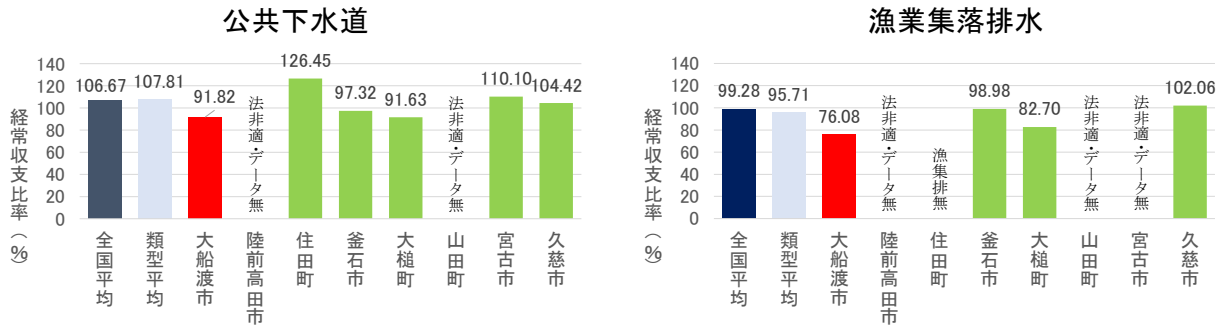


図 2-4 経常収支比率

イ 累積欠損金比率

公共下水道事業、漁業集落排水事業ともに、累積欠損金が生じています。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められますが、本市は全国平均、類型平均、岩手県沿岸地区等の団体と比較して、累積欠損金比率が突出しており、経営改善が求められます。欠損金は、各事業の使用料収益の3.0~5.8倍程度の非常に高い水準となっています。令和3年度における当年度未処理欠損金は、公共下水道事業が約6億2千万円（前年比7千3百万円の増）、漁業集落排水事業が約4千2百万円（前年比1千8百万円の増）となっています。欠損金については、公営企業会計に移行した令和2年度時点で発生していることから、地方公営企業法の財務規定の適用以前から恒常的に欠損金が発生するような経営状況であったことが要因として考えられます。

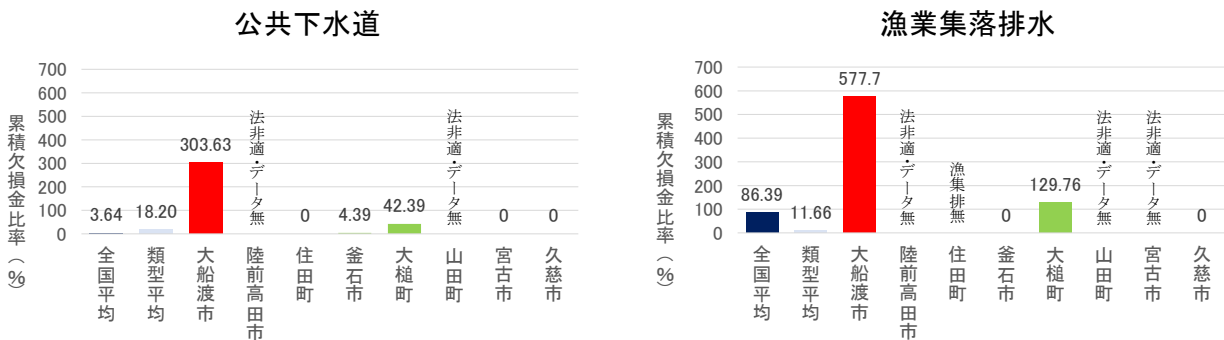


図 2-5 累積欠損金比率

ウ 流動比率

公共下水道事業、漁業集落排水事業ともに、流動比率が100%未満の状況です。

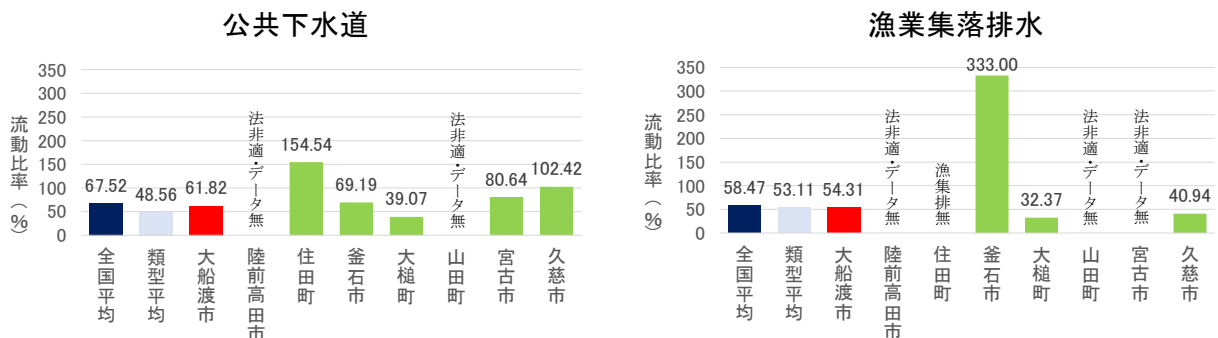


図 2-6 流動比率

エ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率については、公共下水道事業、漁業集落排水事業とも0%となっていますが、これは一般会計からの繰入れに依存しているものであり、企業債残高自体は、投資規模の増大により全国平均、類型平均より高い比率であるため、一般会計の負担を軽減するため、使用料水準の見直しや接続率向上に取り組む必要があります。

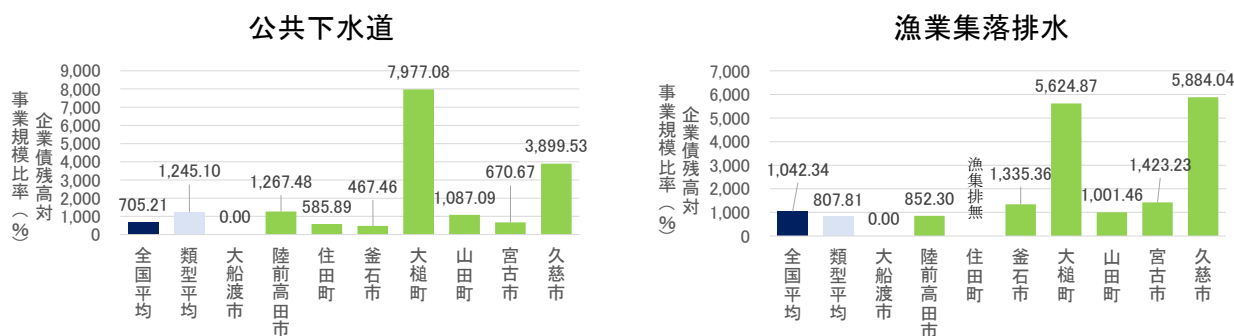


図 2-7 企業債残高対事業規模比率

オ 経費回収率

経費回収率については、令和2年度から改善はしたものの公共下水道事業、漁業集落排水事業のいずれも全国平均、類型平均、岩手県沿岸地区等の団体と比較して、非常に低い水準となっています。汚水処理に要する維持管理費と資本費(企業債等利息や減価償却費)を使用料収入で賄えていないことがその要因と考えられるため、使用料水準の適正化に向けて分析を進め、費用負担区分を明確にしつつ、経費回収率改善に向けた取組を行う必要があります。

また、資本費については、現在処理場能力が過大な施設について、早期接続に向けた取組を強化する必要があります。

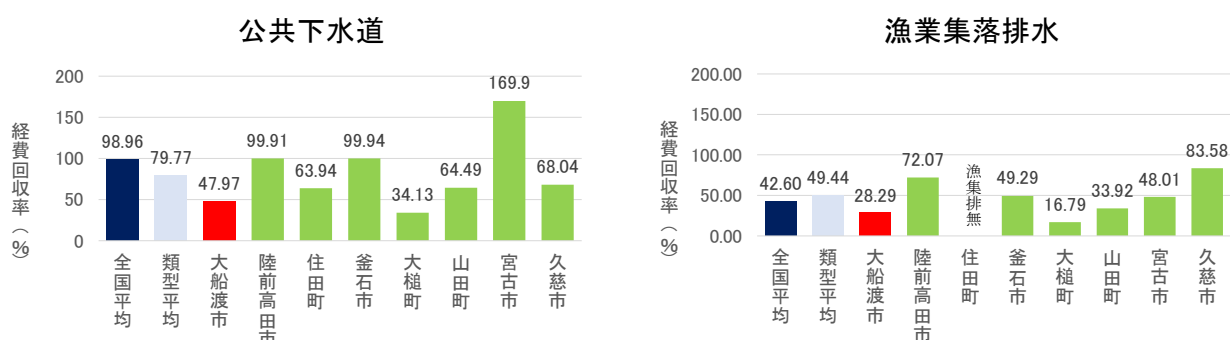


図 2-8 経費回収率

カ 汚水処理原価

公共下水道事業の汚水処理原価は、319.62円と類型平均値214.56円より1.5倍程度高い数値を示しており、その要因として汚水処理に係る資本費(企業債等利息や減価償却費)が高いことに加え、水洗化率の低さや使用料の見直しをこれまで行っていないことにより、十分な使用料収入が確保できていないことが考えら

れます。将来的に変動する汚水処理費や年間有収水量を予測しつつ、使用料水準の適正化についての検討や水洗化率の向上に向けた取組を進める必要があります。

漁業集落排水の汚水処理原価は、490.15円と類型平均値343.49円より1.4倍程度高い数値を示しており、公共下水道と同様に、使用料水準の適正化についての検討や水洗化率の向上に向けた取組を進める必要があります。

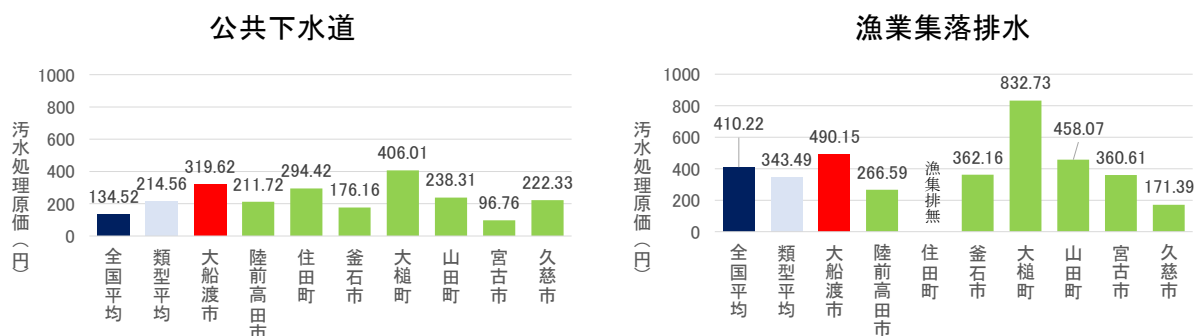


図 2-9 汚水処理原価

キ 施設利用率

公共下水道事業の施設利用率は、類型平均値を下回っており、処理場の処理能力が向上したことが要因として考えられます。新たに供用開始した地区に重点を置き、適切な施設規模となるよう接続率の向上に取り組む必要があります。

漁業集落排水事業の施設利用率は、全国平均を上回っていますが、平成29年度から供用開始した崎浜地区の稼働率が低いことから、適切な施設規模となるよう地区内の接続率向上に向けた取組を進める必要があります。

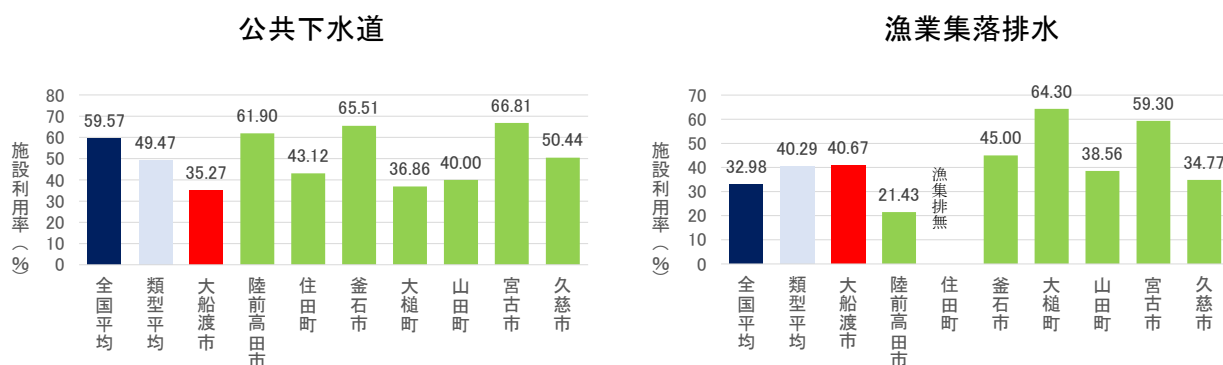


図 2-10 施設利用率

ク 水洗化率

公共下水道事業の水洗化率は、全国平均、類型平均、岩手県沿岸地区等の団体と比較して、低い水準にあります。公共下水道事業は毎年度整備区域を拡大しており、整備完了後すぐに下水道に接続しない家庭が多いことが要因として考えられることから、新たな供用区域で早期接続を啓発するとともに、未接続者の実態等を把握し、水洗化の普及促進に向けた取組を進めていく必要があります。

漁業集落排水事業の水洗化率は、全国平均、類型平均と比較して、低い水準にあります。供用開始から間もない崎浜地区の水洗化率が低いことが要因として考えられることから、そこを重点に置き、早期接続を啓発するとともに、未接続者の実態等を把握し、水洗化の普及促進に向けた取組を進めていく必要があります。

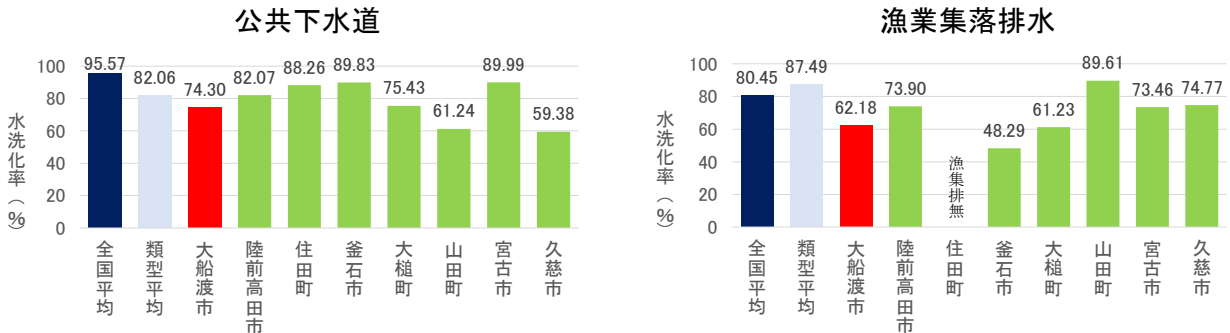


図 2-11 水洗化率

ケ 有形固定資産減価償却率

公共下水道事業、漁業集落排水事業共に全国平均を下回っていますが、これは資産取得からの経過年数が短く、減価償却累計額が小さいためです。特に処理場施設・設備に関しては、平成23年東日本大震災の津波被害による災害復旧により更新されているため、現状で耐用年数を経過又は耐用年数に近づきつつある資産が少ないことが原因です。

公共下水道事業の管渠施設は、更新時期に達していないことから、将来想定される改築更新に向けて、計画的かつ効率的な維持修繕により対応することとしています。処理場は、平成23年東日本大震災の津波被害に伴い、水処理に係る機械・電気設備等の関連施設を災害復旧事業により更新しています。

漁業集落排水事業の管渠施設は、最も整備年数が経過した地区において、不明水流入が確認され、更新・修繕が必要となっていることから、令和2年度に策定した機能保全計画に基づき、今後、詳細設計を実施するなど、計画的かつ効率的な維持修繕の取組を進めていく必要があります。

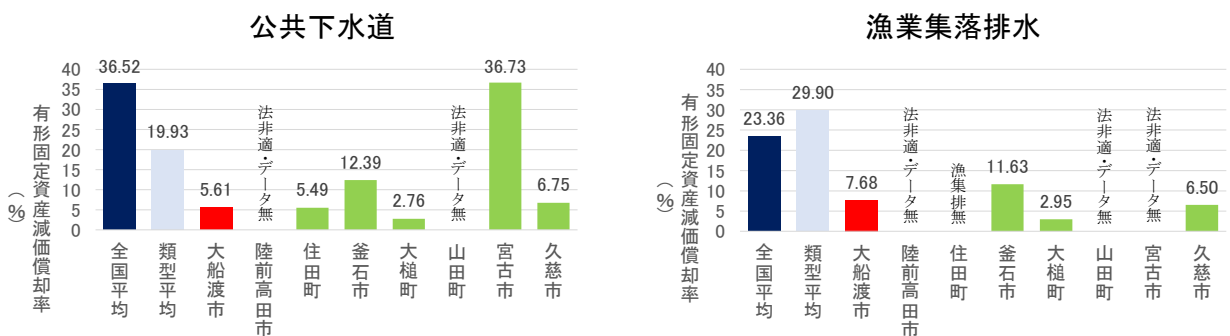


図 2-12 有形固定資産減価償却率

(6) 経営上の課題

本市の下水道事業の経営の改善を図るため、経営戦略の計画期間中に取り組むべき課題を次のとおりとします。

【経常収支比率の改善】

本市の経常収支比率は100%を下回っており、赤字での事業運営となっています。事業運営に必要な財源を下水道使用料収入等で確保できていないことが原因の一つに挙げられます。

下水道事業の収支に関しては、損益ベースでの収支が赤字であっても、資金ベースでの収支で黒字が確保されていれば事業運営に支障がないという見方ができますが、健全な事業運営を継続していくためには、経常収支比率100%以上となる黒字運営が求められます。

【累積欠損金の解消】

累積欠損金が生じ、かつ、資金不足比率が20%を超えた場合、経営健全化計画を策定するとともに、総務大臣や県知事の許可を受けないと企業債の発行が認められない状況に至る可能性があります。

既に令和3年度末において約6億6千万円の累積欠損金が発生していることから、現在、資金不足率は0%ですが、今後、20%を超える状況となった場合、未普及区域への管渠整備事業、浄化センター等の改築更新事業の財源となる企業債の借入れが困難となります。

また、一般会計側への影響も懸念されることから、累積欠損金を解消し、資金不足を発生させない経営を確実に堅守していく必要があります。

【経費回収率の改善】

経費回収率が他の類似団体と比較して非常に低くなっています。

経費回収率は汚水処理原価と使用料収入の比率であり、これが100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。本市の場合は、一般会計からの補助金により賄われています。

下水道事業は、特定の受益者の生活環境の改善の観点と、公共用水域の水質改善という公共性の観点を併せ持つことから、下水道の恩恵を受けていない下水道未整備区域の市民の税金を財源として一般会計からの補助金の繰入れに当たっては、「公私」負担のバランスをうまく取りながら事業を実施していく必要があります。

そのため、借入企業債の適切な管理及び将来収支への影響の把握を考慮した借入計画、適正な下水道使用料等の徴収の実施、一般会計との負担区分の調整を継続していく必要があります。

3 将来の事業環境

投資・財政計画を策定するため、本市の今後の人口や有収水量等の需要予測、施設整備の見通し等、将来の事業環境について次のとおり設定します。

(1) 人口の予測

ア 行政区域内人口

総人口の推計値は、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計） 国立社会保障・人口問題研究所」（以下「社人研」とする。）における将来人口推計値を採用しました。平成27（2015）年の国勢調査を基に、平成27（2015）年10月1日から令和27（2045）年10月1日までの30年間に於ける5年ごとの将来人口推計値を使用し、将来人口推計値がない年度は、直線補間により推計値を算定しました。

公共下水道、漁業集落排水の計画区域人口の推計は、下水道事業計画策定における国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部都市計画研究室が公開している「小地域（町丁・字）を単位とした将来人口・世帯予測ツール」から公共下水道、漁業集落排水、それぞれの計画区域人口の増加率を算定し、前年度の人口に乗じることで計画区域人口の推計値を算定し、令和5年度から令和17年度までの公共下水道の計画区域人口については、基本計画との整合を考慮して設定しています。基本計画では、令和7年度：23,050人、令和12年度：21,300人、令和17年度：19,580人が将来人口として設定されており、これらの数値を基に、各年度で均等に人口が減少するものとして設定しています。

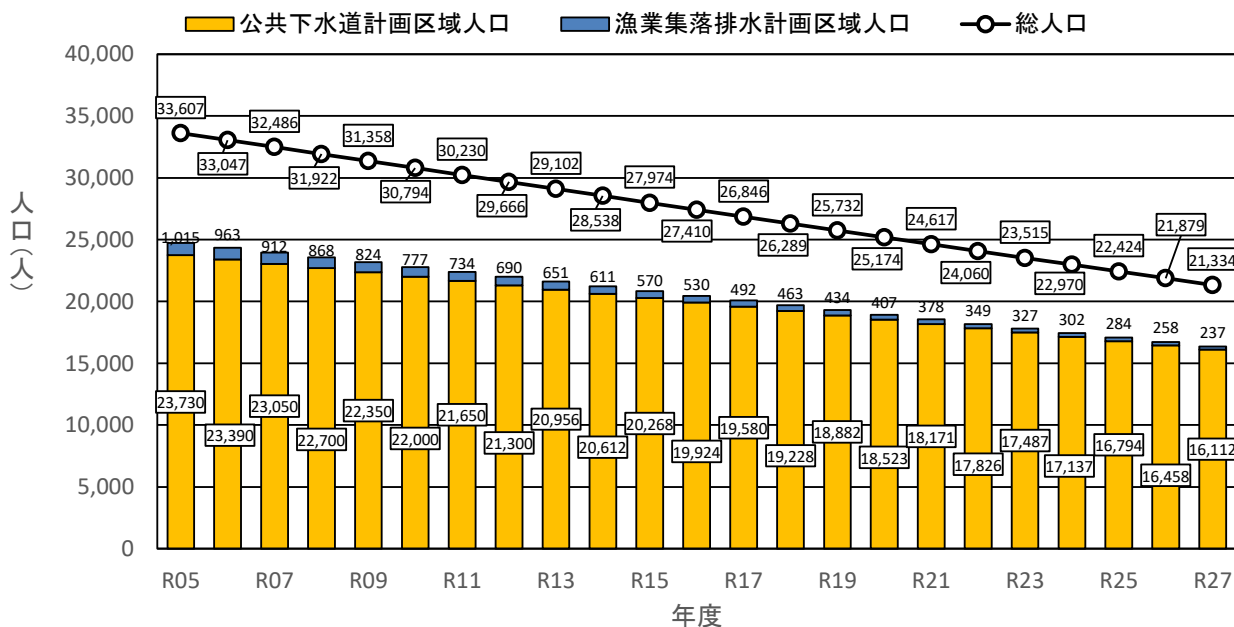


図 3-1 総人口の推計

イ 整備人口・水洗化人口

公共下水道の整備人口、水洗化人口を、未普及対策事業の進捗を考慮して推計しました。ここで、整備人口は供用開始区域内の人口を表しています。漁業集落排水は、新規整備による整備人口の増加は見込まずに、行政区域内人口の増加減少に伴い推移することとして推計しています。

(7) 年間整備量

未普及対策事業の事業規模については、現在の年間整備量を継続して実施する場合、令和12年度には整備が完了できる見通しであることから、9億円/年で設定します。1ha当りの整備費は、これまでの実績から約3千5百万円/haとしています。

(イ) 1ha 当たり整備人口

年間整備量における下水道施設整備完了年度の概算と当該年度の整備人口を次のとおり設定します。

整備完了年度 令和12年度

目標整備人口18,760人 - 令和4年度末想定整備人口15,223人

= 未整備人口3,537人

令和5年度以降の未整備面積は約197haであるため、1ha当たり整備人口を計算すると次のとおりになります。

未整備人口3,537人 ÷ 未整備面積197ha ≒ 18.0人/ha

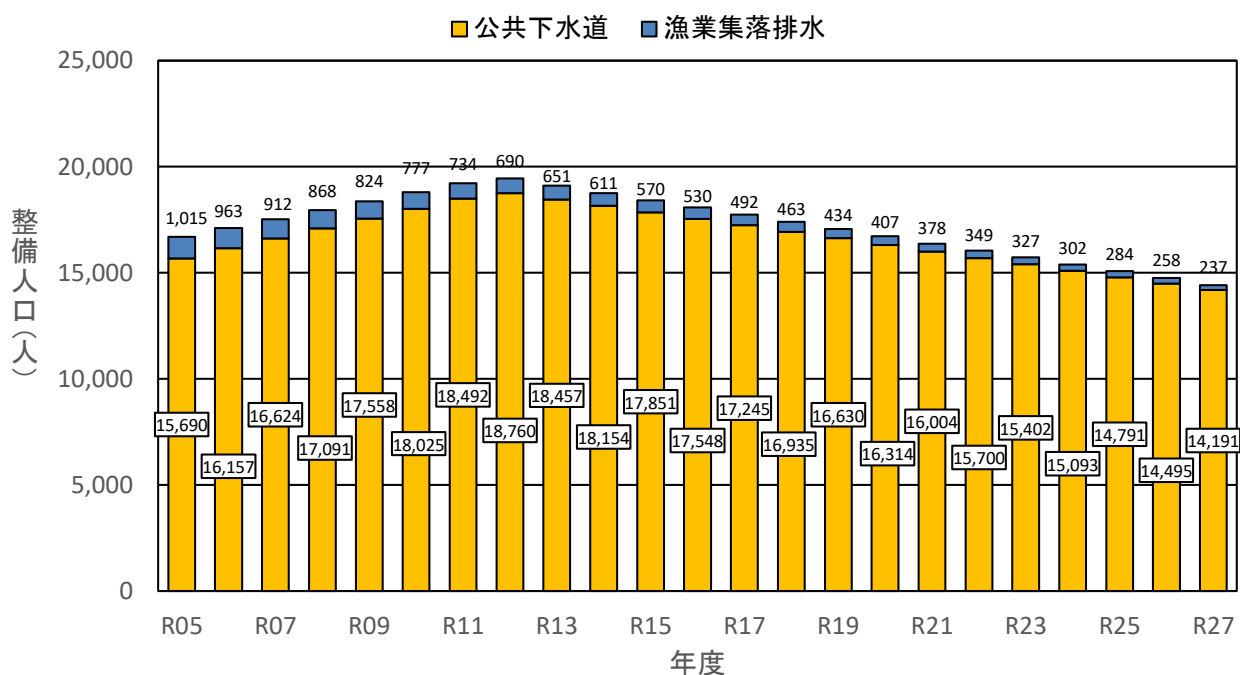


図 3-2 整備人口の推移

(ウ) 水洗化人口

令和3年度末における公共下水道の水洗化率は、74.3%です。近年、水洗化率は73%程度で推移しており、かつ、事業着手以降、水洗化率はおおむね70%台の前半で推移している実績があります。そのため、水洗化率は、整備完了年次において75%となるように目標設定し、整備完了年度以降は、水洗化率が75%で横ばいに推移すると仮定して算出しました。

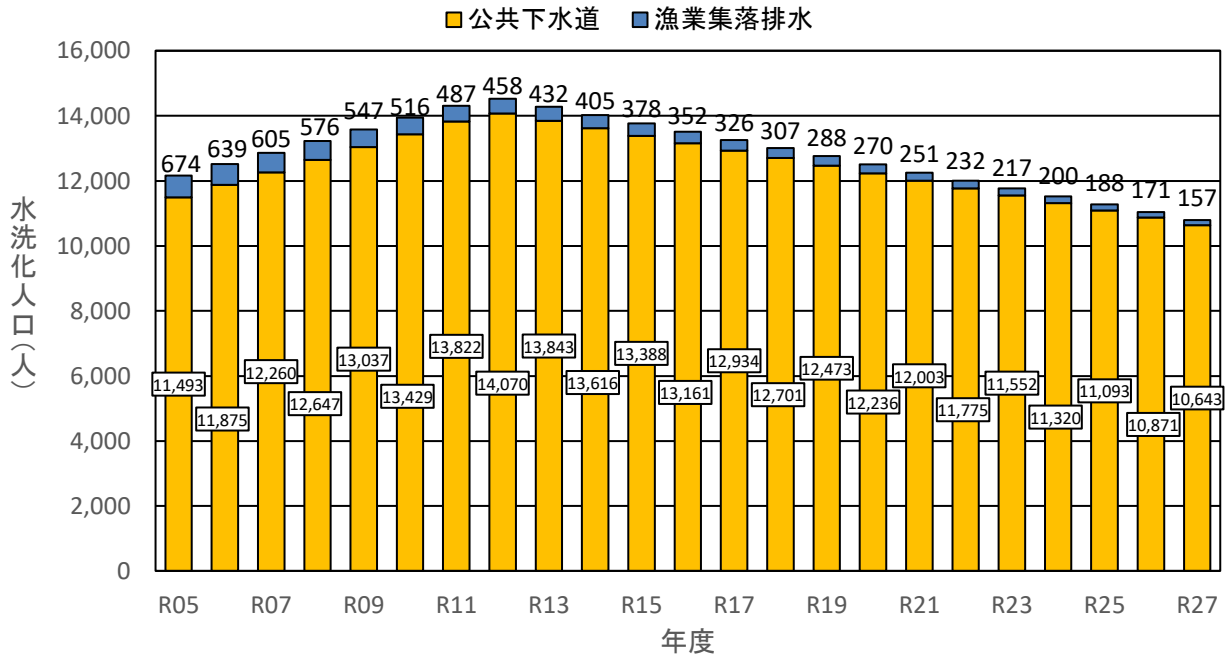


図 3-3 水洗化人口の推移

(2) 有収水量の予測

有収水量の推計値は、令和3年度における有収水量と水洗化人口の実績値から算定した有収水量原単位（有収水量原単位（ $\text{m}^3/\text{人}$ ）＝有収水量（ m^3 ）÷水洗化人口（人））に将来の水洗化人口推計値を乗じることで算出しています。

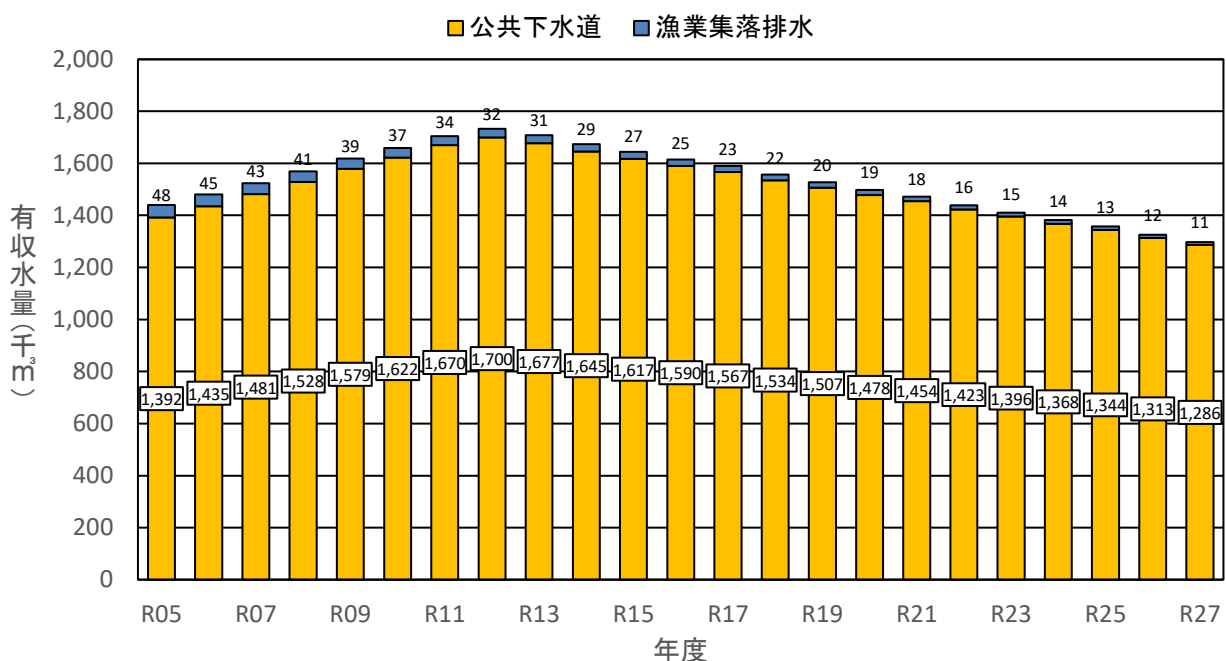


図 3-4 有収水量の推計

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、令和3年度の使用料単価の実績値を用いて推計しています。使用料単価は、公共下水道事業で153.3円/m³（税抜き）、漁業集落排水事業で138.7円/m³（税抜き）です。

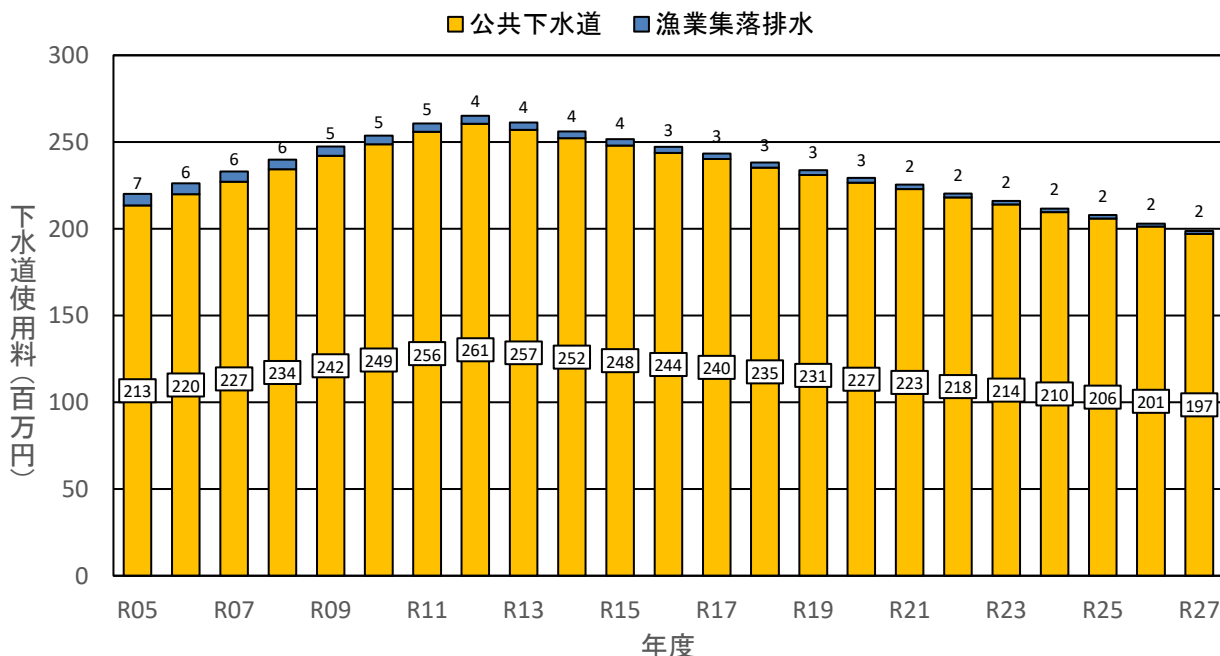


図 3-5 使用料収入の見通し

(4) 施設整備の見通し

ア 未普及対策事業

(7) 公共下水道事業

基本計画整備面積1,137ha に対する令和4年度末における整備面積は838ha を見込んでおり、その場合の整備率は73.7%となります。

残整備面積である299ha について、土地利用が具体化されていない港湾埋立地27ha と10年後の整備予定としている末崎地区75ha は含めないこととし、197ha を経営戦略における令和5年度から10年以内の整備の見通しとして設定することとします。

表 3-1 未普及事業の進捗

項目	年間整備費 (円)	1ha当り 事業費 (円/ha)	整備面積		1ha当り 整備人口 (人/ha)	整備人口		水洗化率 (%)	水洗化人口	
			(単年度) (ha)	(累計) (ha)		(単年度) (人)	(累計) (人)		(単年度) (人)	(累計) (人)
計算式	①	②	③=①÷②	Σ③	④	⑤=③×④	Σ⑤	⑥	⑦=⑤×⑥	Σ⑦
令和4年度	-	-	-	-	-	-	15,223	73.00	-	11,108
令和5年度	900,000,000	35,000,000	26	26	18.0	467	15,690	73.25	342	11,493
令和6年度	900,000,000	35,000,000	26	52	18.0	467	16,157	73.50	343	11,875
令和7年度	900,000,000	35,000,000	26	78	18.0	467	16,624	73.75	344	12,260
令和8年度	900,000,000	35,000,000	26	104	18.0	467	17,091	74.00	346	12,647
令和9年度	900,000,000	35,000,000	26	130	18.0	467	17,558	74.25	347	13,037
令和10年度	900,000,000	35,000,000	26	156	18.0	467	18,025	74.50	348	13,429
令和11年度	900,000,000	35,000,000	26	182	18.0	467	18,492	74.75	349	13,823
令和12年度	525,000,000	35,000,000	15	197	18.0	268	18,760	75.00	201	14,070

基本計画全体区域図

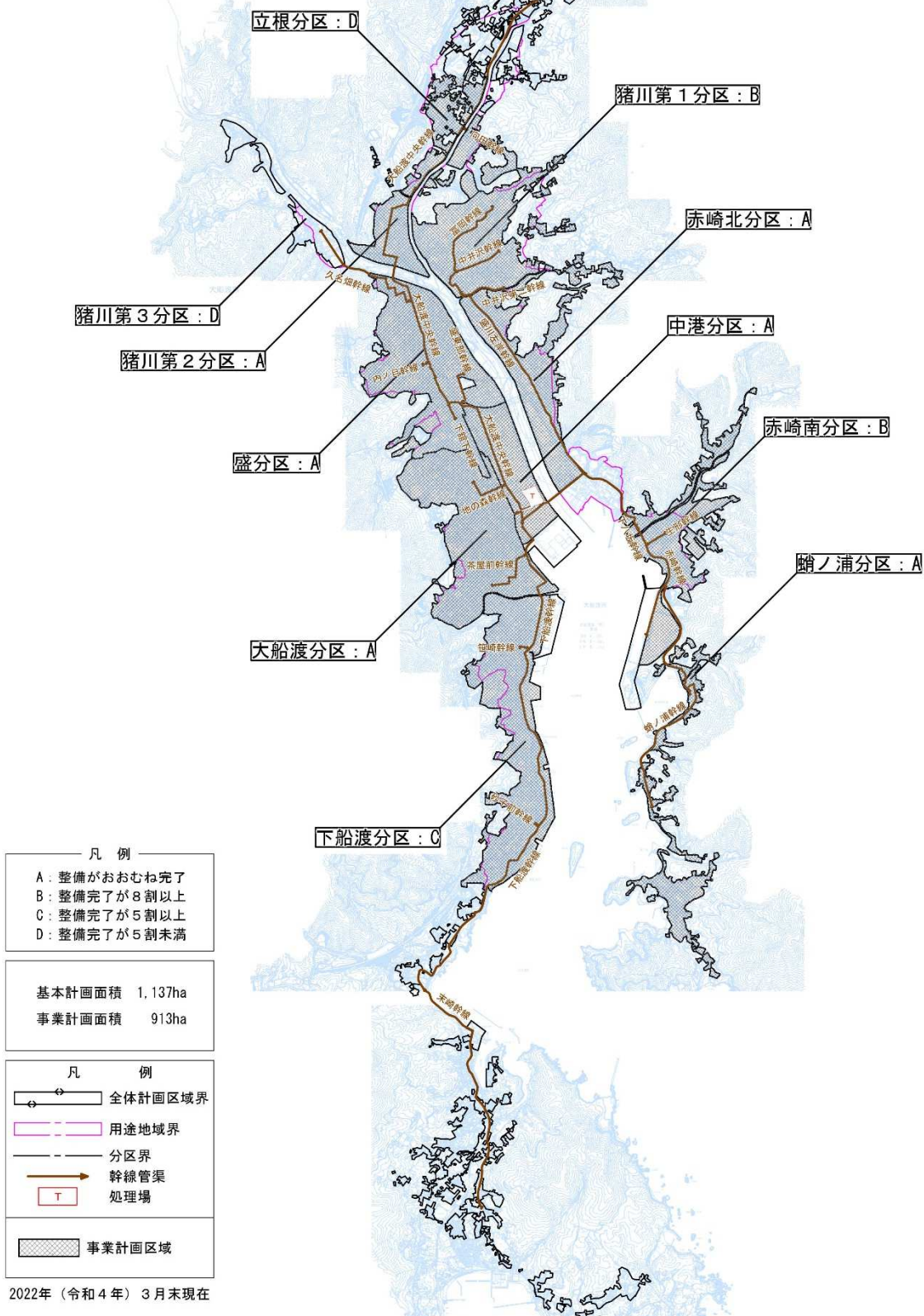


図 3-6 分區別の整備状況図

図 3-6 分區別の整備状況図

(イ) 漁業集落排水事業

漁業集落排水事業は、施設整備が概成しており、今後施設の新規整備の予定はありません。

イ 老朽化対策事業

(7) 公共下水道事業

a 固定資産台帳による施設の状況把握

公共下水道事業の固定資産台帳における保有資産の残耐用年数は、次に示すとおりです。（図 3-7）管路施設は残耐用年数が20年以上であり、今後早急に改築更新需要が増えることはない状況です。一方で、マンホールポンプ（MP）及び浄化センターは、残耐用年数が短い資産が多くあり、特に浄化センターは、耐用年数を既に経過している資産が全体の約2割、今後10年で耐用年数を経過する資産が約4割あります。固定資産の残耐用年数の観点から、今後は、浄化センターの電気・機械設備の改築需要の増加が見込まれます。

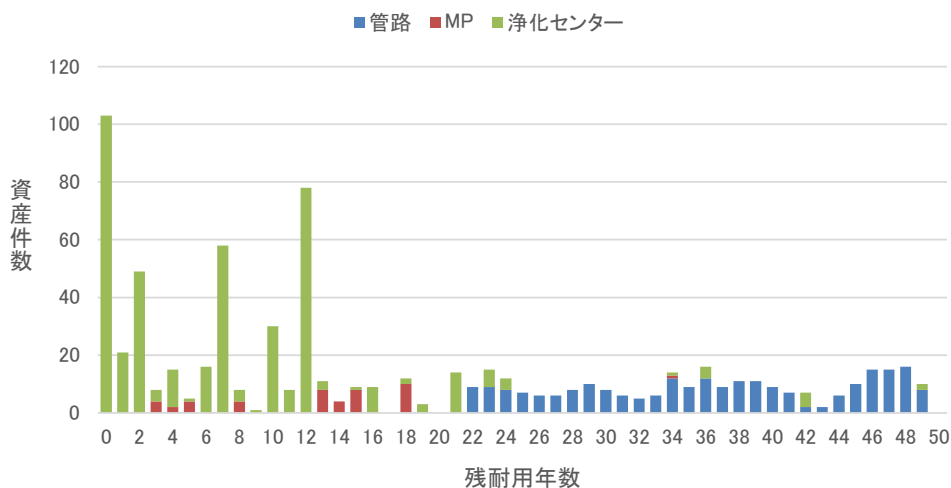


図 3-7 保有資産の残耐用年数別資産件数（公共下水道）

b スtockマネジメント等の観点から見る改築需要

【管路施設】

本市の管路施設は、耐用年数が50年といわれるヒューム管が全体の約9%、耐用年数が100年から120年といわれる硬質塩化ビニル管が約91%となっており、管路施設の供用開始が平成6年であることから、管路の改築等については、供用開始から50年経過以降となる令和24年度以降になると見込んでいます。

表3-2 管路施設

管種類	整備延長	割合	耐用年数
ヒューム管	13.0km	9.2%	50年
硬質塩化ビニル管	128.6km	90.8%	100～120年
総延長	141.6km	100%	—

【浄化センター等】

浄化センター等については、国の「下水道長寿命化支援制度」により、原則として標準耐用年数を経過したものについて改築・更新事業を実施しており、長寿命化により耐用年数がある程度延伸できたものの、あらかじめ設定した一律の耐用年数を経過した時点で改築等を実施してきたため、施設の重要度や予算の制約等を踏まえた対策時期の設定が行われにくい状況にありました。

施設を財源等の制約の下で適切に管理していくためには、中長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進捗状況を捉えて、優先順位を付けながら施設の改築等を進めることで、事業費の削減を図ることが重要です。

このことを踏まえ、大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業では、国の「ストックマネジメントガイドライン」に基づき、機械・電気設備・建物等について、平成30年度から令和2年度までは施設台帳の整備及び施設の点検調査をし、令和3年度は点検調査の継続による健全度判定の見直しを行い、各設備の劣化進度等を部品単位で把握して健全度を反映した詳細な劣化予測を作成しました。令和4年度は、その対策に係るライフサイクルコストの比較により、今後10年間の具体的な改善・更新計画である「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。当該計画では、今後10年間における改築・更新費用として約5億4千万円を見込んでいます。

(イ) 漁業集落排水事業

漁業集落排水事業については、令和2年度に国のストックマネジメントガイドラインに基づいた機能保全計画を策定し、施設の長寿命化とコストの縮減を図っています。今後10年間における改築・更新費用として、約3億1千万円を見込んでいます。

(5) 組織の見通し

今後は、未普及対策事業の推進による新規施設建設事業に加え、老朽化施設の増加に伴う老朽化対策事業が本格化することとなります。これらの事業が同時に実施される場合、職員数の不足が懸念されることから、官民連携事業による民間活力の活用についても検討を行い、必要事業量を適正に実施できるよう努めます。

4 経営の基本方針

(1) 基本方針

本市の最上位計画である「大船渡市総合計画」では、「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」を将来都市像として掲げ、これを実現するため、七つの施策の大綱（＝政策）により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくことを示しています。

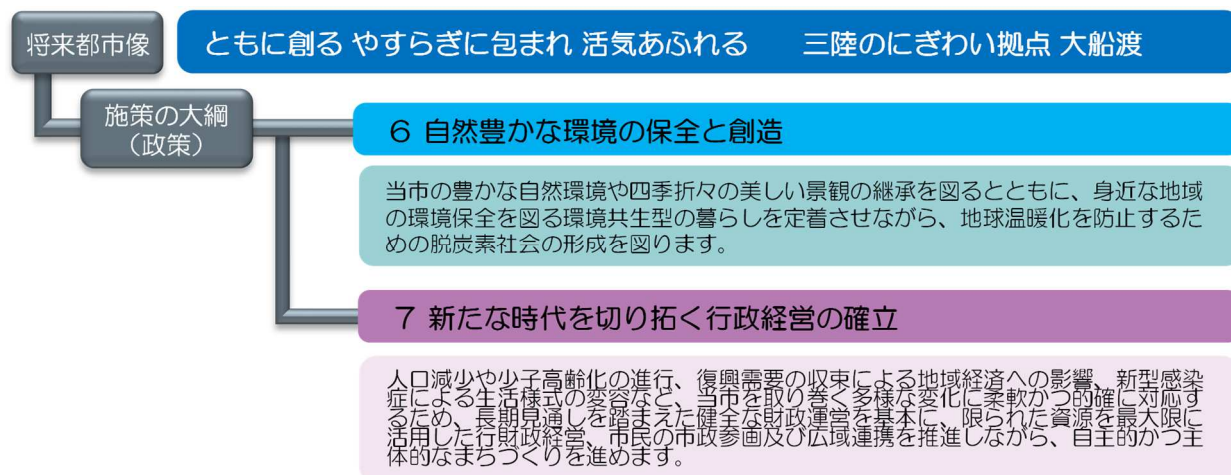


図 4-1 「大船渡市総合計画」の体系図（抜粋）

下水道事業に関しては、「6 自然豊かな環境の保全と創造」において、公共用水域の水質を良好に保つための施設・設備整備が求められています。

また、「7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立」において、下水道事業を将来にわたり存続させるため、職員一人一人のコスト意識を一層高め、将来世代に過重な負担が生じることがないように安定的な収入確保と経費削減などに努める適正な事業経営が求められています。

以上から、経営戦略における基本方針は、上位計画である「大船渡市総合計画」と整合を図り、経営基盤の安定・事業の継続のため、『**財政の健全化**』、『**投資の効率化**』、『**施設管理の最適化**』と設定することとします。



図 4-2 大船渡市下水道事業経営戦略の基本方針

(2) 取組方針

ア 財政の健全化

(7) 適正な使用料水準の検討

下水道事業の財務状況は、その公共的な性質から、事業に要する経費の相当な部分を一般会計からの繰入れにより賄わなければなりません。一方で、事業の便益を享受できる市民とそうでない市民との公平性の観点から、一般会計からの繰入れを縮減するための努力が求められます。

今後の未普及対策事業による施設整備の拡大と老朽化施設の改築需要を見通し、事業を持続的・安定的に継続していくため、適正な使用料水準の設定について検討していく必要があります。

経営戦略の収支予測に基づき、将来的な使用料改定の必要性、実施時期や改定の程度について検討を進めます。

(イ) 適正な汚水処理原価の実現

下水道事業に要する費用の適正化や、接続率の向上を図るための接続勧奨を積極的に行うなどし、適正な汚水処理原価の実現に向けた取組を継続していきます。

表 4-1 財政の健全化に関する主な取組

取組項目	内容
使用料の見直し	令和14年度までに3回の見直し
接続勧奨	個別訪問によるお願いや水洗化改造融資あっせん及び利子補給補助の実施、外部専門家の招へい
維持管理費の削減	包括的民間委託によるユーティリティー費等の節減、不明水対策
遊休地の有効活用	民間事業者への未利用地の賃貸

イ 投資の効率化

(7) 投資の平準化の検討

今後は、未普及対策事業による施設整備が続くほか、老朽化施設の改築需要の増大への対応等、多くの投資が見込まれています。

事業実施の主たる財源である企業債は、元利償還金として将来の世代への負担を伴います。

本市における企業債償還は、一般会計からの繰入れを充てていることから、投資の時期、将来の元利償還金の程度を見通し、企業債償還に係る時期的な負担の偏りが生じないように、投資を平準化して、将来的にわたり事業を安定して継続できるように努めます。

(イ) 適切な投資時期の検討

未普及対策事業は、年間の投資額に応じて事業進捗度合いが異なることから、投資の時期、将来の元利償還金の程度、下水道の普及目標等を考慮した事業実施が求められます。

また、老朽化対策事業は、標準耐用年数経過後、改築事業を実施する場合、多くの投資が必要となることから、定期的な施設・設備の状態把握による適切な健全度判定の下、予防保全的に管理することで、施設、設備の耐用年数の延伸等が可能となります。

必要最小限の費用で可能な限りの投資効果が得られるよう、適切な投資時期について検討します。

表 4-2 投資の効率化に関する主な取組

取組項目	内容
投資の平準化	未普及対策事業や老朽化対策事業の計画的な実施
施設、設備の長寿命化	ストックマネジメント計画に基づく定期的な施設、設備の状態把握と適切な健全度判定による維持管理

ウ 施設管理の最適化

浄化センターを始めとする施設において、長期的な視点の下で今後の老朽化の進行状況を考慮して優先順位を付け、施設修繕や改良に民間の活力やノウハウを活用するなどして、健全かつ効率的な維持管理を適時・的確に実施し、施設管理の最適化に取り組みます。

表 4-3 施設管理の最適化に関する主な取組

取組項目	内容
民間活力の活用	包括的民間委託の実施、外部専門家の招へい
ICT の活用	施設の維持管理業務へのクラウド型情報共有システムの導入
遊休地の管理	民間事業者の未利用地活用による管理

(3) 数値目標

経営戦略の計画期間では、数値目標を次のとおり設定します。

表 4-4 数値目標

項目	目標	概要
経常収支比率の改善	当期純利益の黒字化	使用料水準の見直しを段階的に検討し、計画期間最終年度（令和14年度）での黒字を目指す。
経費回収率の改善	類型平均以上	使用料水準の見直し及び汚水処理費の削減により、計画期間最終年度（令和14年度）での達成を目指す。
水洗化率（%）	80%以上	未普及対策により、新規整備区域が拡大していく中で、接続勧奨により水洗化率80%までの向上を目指す。
整備進捗率（%）	91%以上	令和14年度までの基本計画に対する整備面積の目標 1,035ha/1,137ha ※1,035ha＝土地利用が具体化されていない港湾埋立地と現在事業着手していない末崎地区を除いた面積

5 投資・財政計画

施設・設備への合理的な投資の試算である投資試算等の支出と、財源見通しである財源試算が均衡するように収支計画を策定します。

なお、ここで示す金額は、収益的支出は税抜き金額、資本的支出は税込み金額としています。

(1) 収支計画のうち、投資についての説明

ア 公共下水道事業

(7) 建設改良費

建設改良費は、管渠建設改良費、処理場建設改良費で構成されています。経営戦略の計画期間中の建設改良費の推移は、令和5年度から令和14年度にかけて年間7千万円～11億8千万円の事業量を予定しています。特に浄化センターの改築更新事業量の多い令和8年度から令和10年度までは、年間11億7千万円～11億8千万円と、多くの事業量になります。

工事請負費の長期的見通しについて、現在の事業計画における管渠整備は経営戦略期間中におおむね完了する予定ですが、浄化センター改築事業等は、将来的にも対象施設等に応じた工事請負費が必要となります。

浄化センター改築事業では、最大で年間約2億2千万円、平均で年間9千4百万円程度の事業費を見込んでいます。

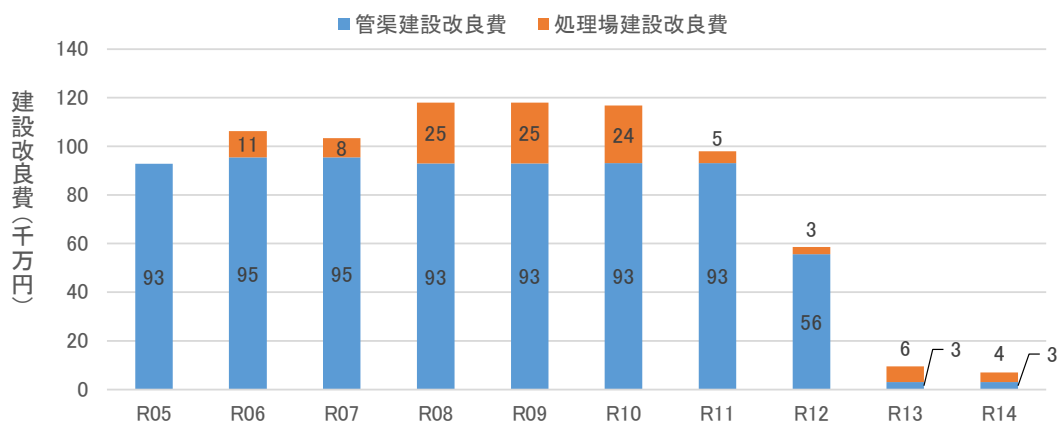


図 5-1 建設改良費の将来推移

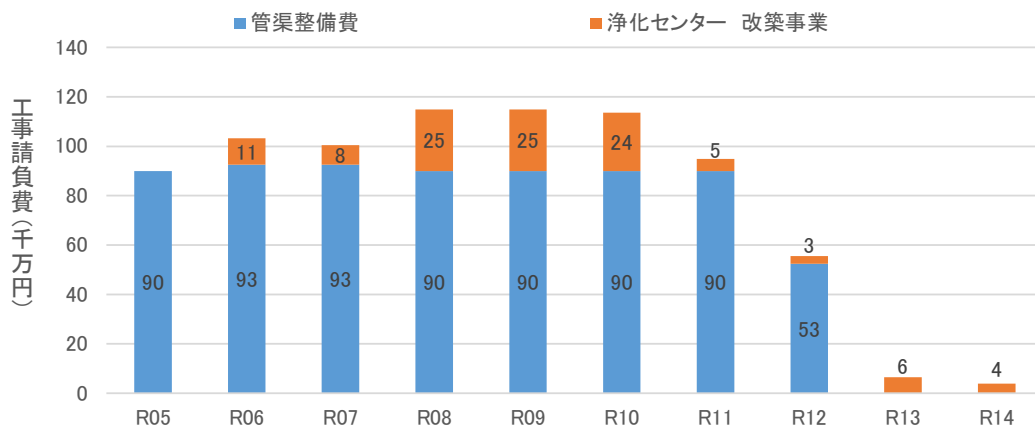


図 5-2 主な工事請負費の将来推移

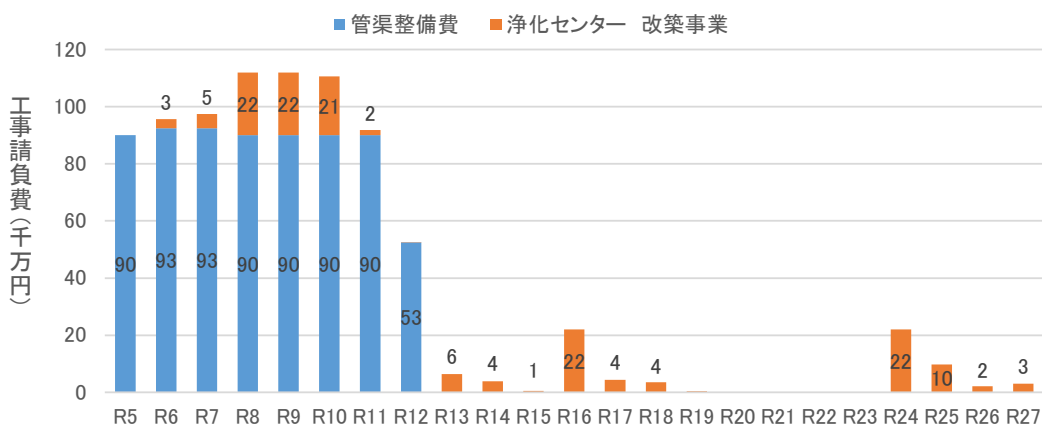


図 5-3 主な工事請負費の長期的見通し

人件費関連については、令和5年度以降、人件費の上昇率等を見込んで設定しています。令和5年度から令和14年度にかけて年間2千6百万円～2千9百万円を見込んでいます。

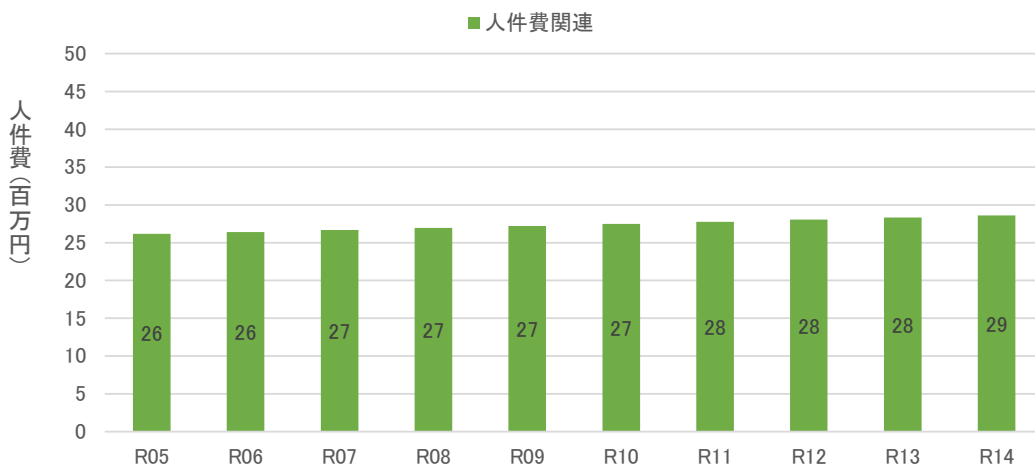


図 5-4 人件費関連の将来推移

(イ) 企業債償還金

事業開始から30年程度が経過しており、今後は、これまでに借り入れた企業債の償還のピークを迎えることとなります。令和5年度以降、単年度の企業債償還金は年々増加していき、経営戦略の最終年度である令和14年度は約8億円となります。

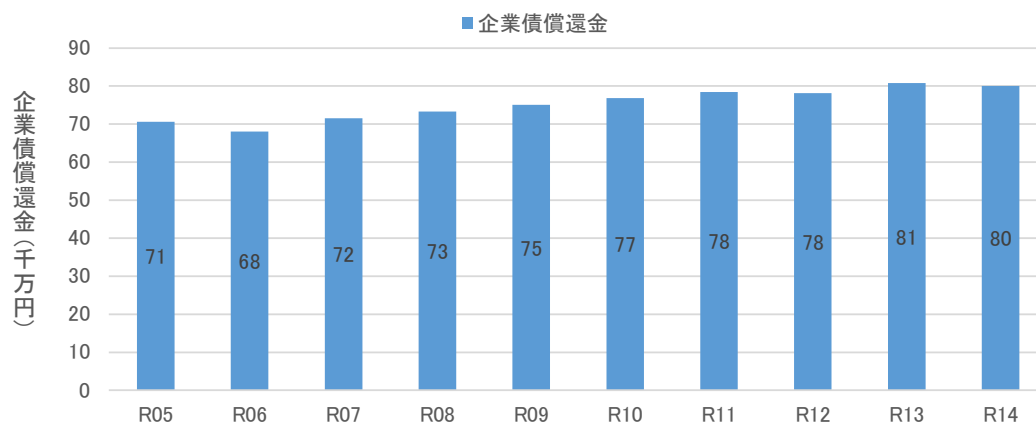


図 5-5 企業債償還金の将来推移

企業債償還金の長期的な見通しとしては、経営戦略の計画期間中に予定している事業で借り入れる企業債の償還を考慮した場合、令和13年度に約8億1千万円でピークを迎え、その後は減少傾向で推移していく予定です。

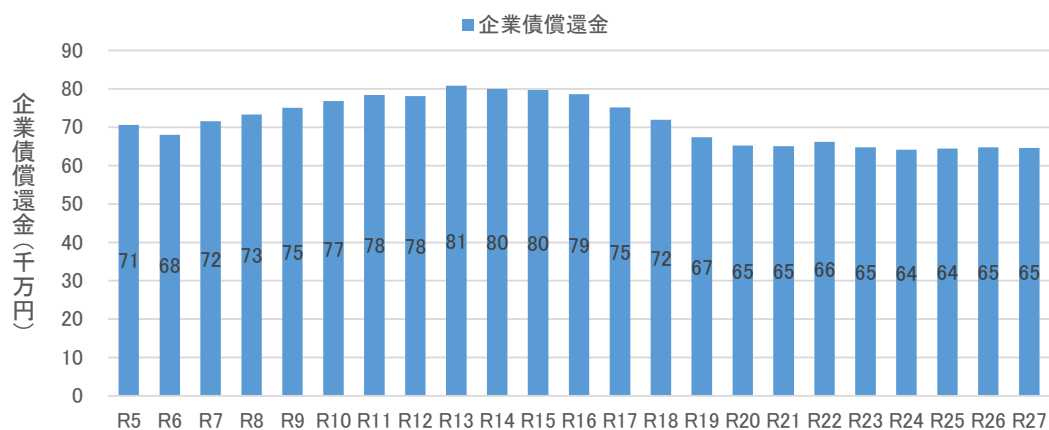


図 5-6 企業債償還金の長期的見通し

企業債残高は、管渠整備事業量が多い令和11年度までは、単年度の企業債償還額より企業債借入額が多くなるため、増加傾向を示し、ピーク時で約119億円となります。令和12年度以降は、単年度の企業債償還額より企業債借入額が少なくなるため、徐々に減少していく予定です。

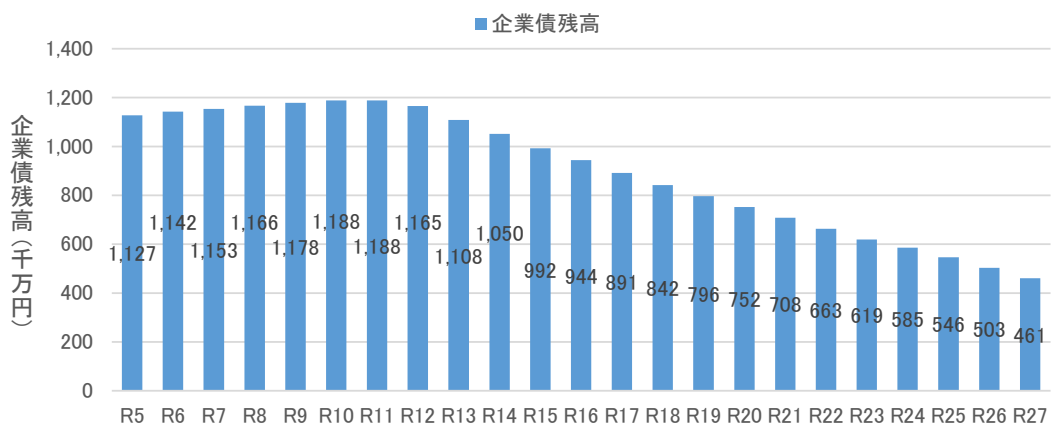


図 5-7 企業債残高の将来推移

イ 漁業集落排水事業

(7) 建設改良費

建設改良費は、管渠建設改良費、処理場建設改良費で構成されています。経営戦略の計画期間中の建設改良費の推移は、令和5年度から令和14年度にかけて年間2千万円～6千万円の事業量を予定しています。今後は、処理場の改築事業等で、多くの事業量を予定しています。

工事請負費の長期的見通しは、管渠、処理場ともに改築事業で多くの工事請負費が必要となります。改築事業は、最大で年間約1億円、平均で年間4千5百万円程度の事業費が必要となる見込みです。

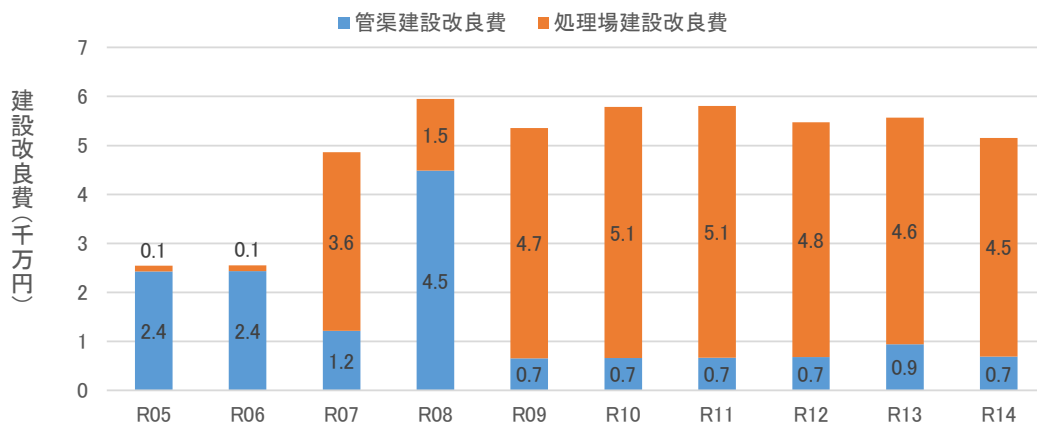


図 5-8 建設改良費の将来推移

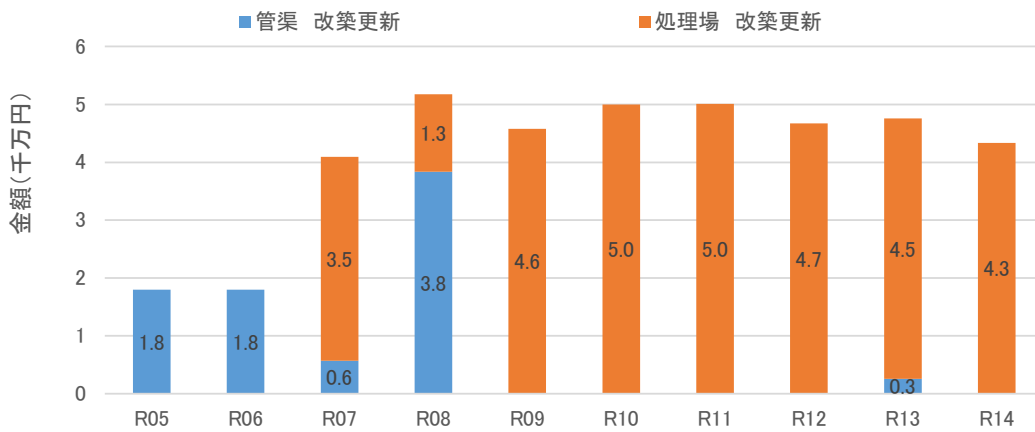


図 5-9 主な工事請負費の将来推移

人件費関連については、令和5年度以降、人件費の上昇率等を見込んで設定しています。令和5年度から令和14年度にかけて年間630万円～690万円を見込んでいます。

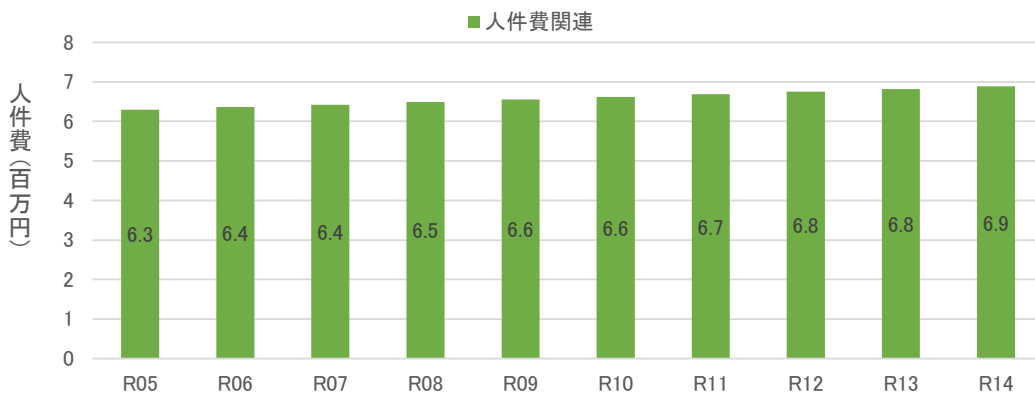


図 5-10 人件費関連の将来推移

(イ) 企業債償還金

事業開始から30年程度が経過しており、今後、過年度に借り入れた企業債の償還のピークを迎えることが予想されています。令和5年度以降、令和8年度までは増加し、その後ほぼ横ばいで推移します。経営戦略の最終年度である令和14年度は約3千万円となります。

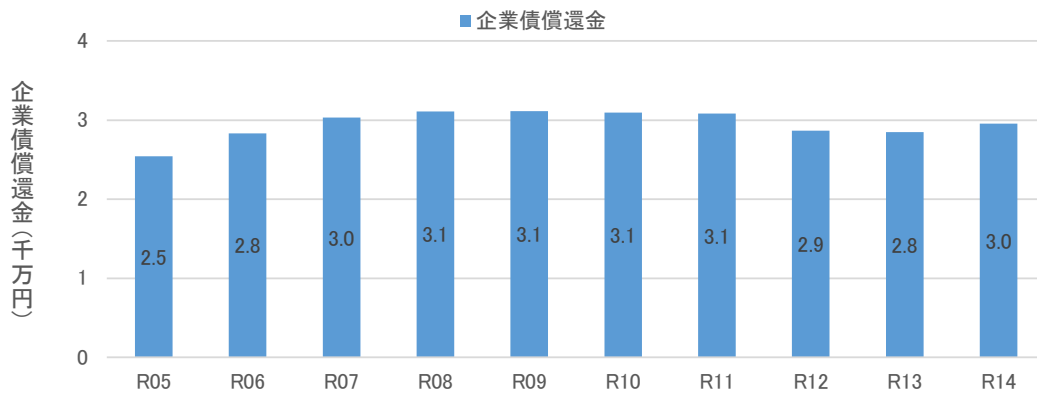


図 5-11 企業債償還金の将来推移

企業債償還金の長期的な見通しとしては、今後の改築更新事業で借り入れる企業債の償還を考慮した場合、令和27年度に約3千5百万円となり、若干の増加傾向で推移していく予定です。

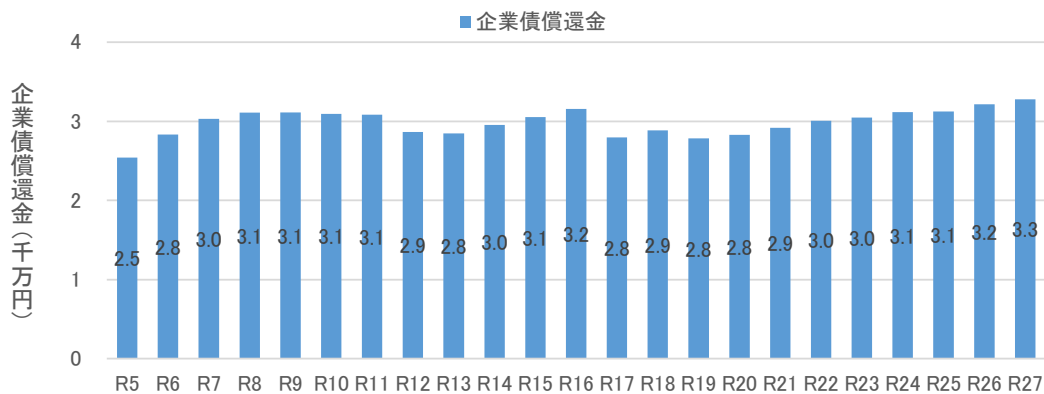


図 5-12 企業債償還金の長期的見通し

企業債残高は、単年度の企業債償還額より企業債借入額が少なくなるため、徐々に減少していく予定です。

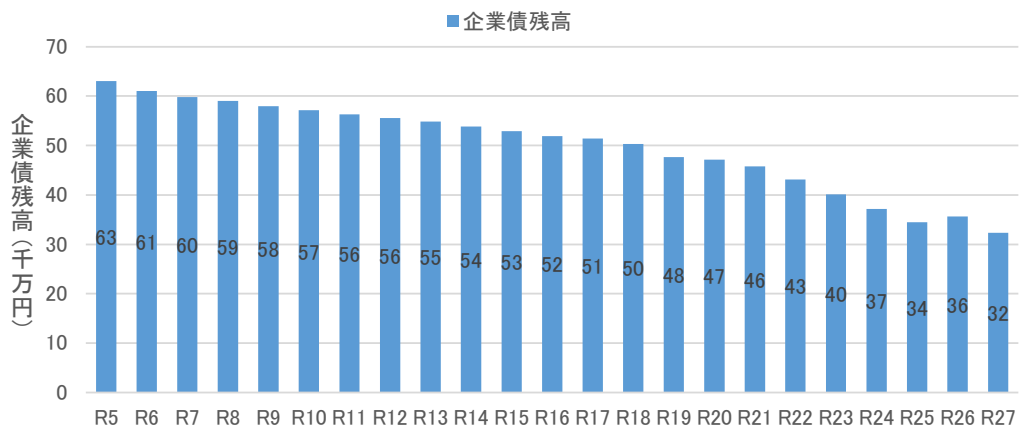


図 5-13 企業債残高の長期的見通し

(2) 収支計画のうち財源についての説明

ア 公共下水道事業

建設改良費等の資本的支出の財源は、企業債、他会計出資金、国庫補助金、受益者負担金であり、建設事業の内容に応じて、現行の制度の下で算定して計上しています。資本的収入における新規の企業債の借入れは各年度の3割程度を占めており、年間1千5百万円～6億5千6百万円となります。国庫補助金は各年度の2割程度を占めており、年間2千1百万円～4億3千7百万円となります。新規の企業債借入額と比較して、償還額が大きいいため、企業債残高は年々減少していく見込みです。

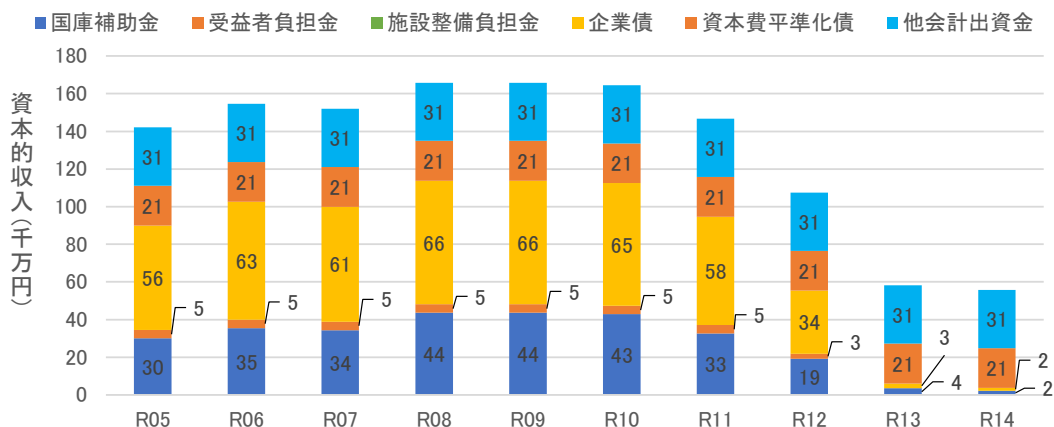


図 5-14 資本的収入の将来推移

イ 漁業集落排水事業

建設改良費等の資本的支出の財源は、企業債、他会計出資金、県補助金、加入負担金であり、建設事業の内容に応じて、現行の制度の下で算定して計上しています。資本的収入における新規の企業債借入額は各年度の5割程度を占めており、年間1千2百万円～2千9百万円となります。国庫補助金は各年度の4割程度を占めており、年間8百万円～2千3百万円となります。新規の企業債借入額と比較して、償還額が大きいいため、企業債残高は年々減少していく見込みです。

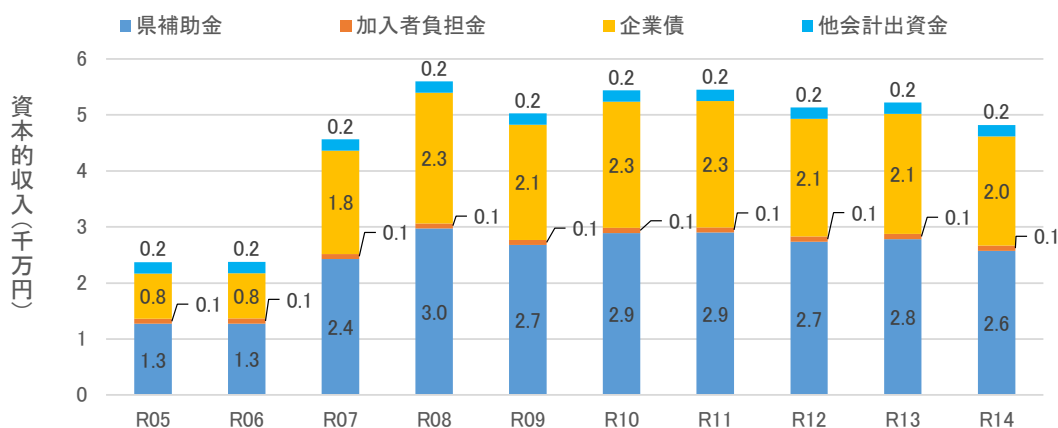


図 5-15 資本的収入の将来推移

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 公共下水道

(7) 維持管理費等

維持管理費等は、年間2億5千万円～2億8千万円で推移します。処理場費が大部分を占めており、内訳としては施設管理業務の委託料が金額の大部分です。本市では、施設管理に関して、平成30年度から包括的民間委託を導入しており、維持管理に要する費用の適正化に努めています。各種費用は、物価上昇を見込んで推計しています。

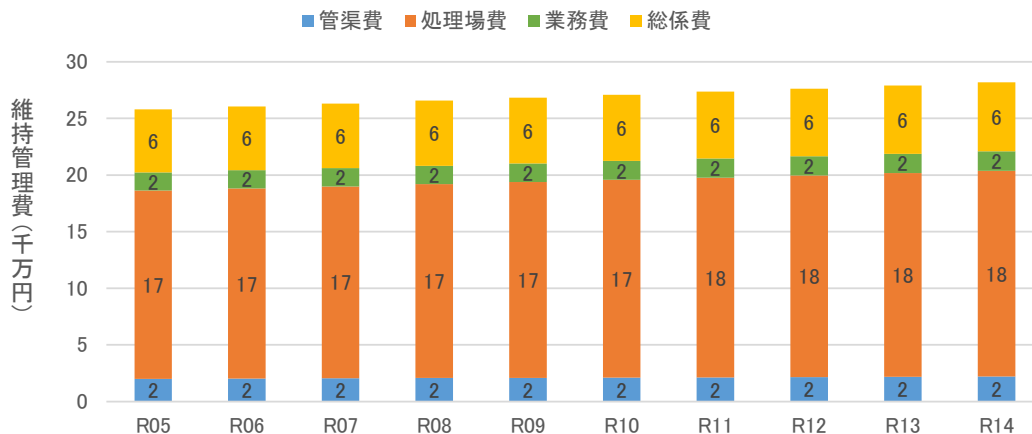


図 5-16 維持管理費等の将来推移

(イ) 人件費関連

現状の職員数を維持する前提で費用を計上しています。人件費関連は、令和4年度の予定額を基に、令和2年度から令和3年度にかけての増加率である約1%を年度ごとの人件費の上昇率と見込んで推計しています。年間4千万円～4千5百万円で推移します。

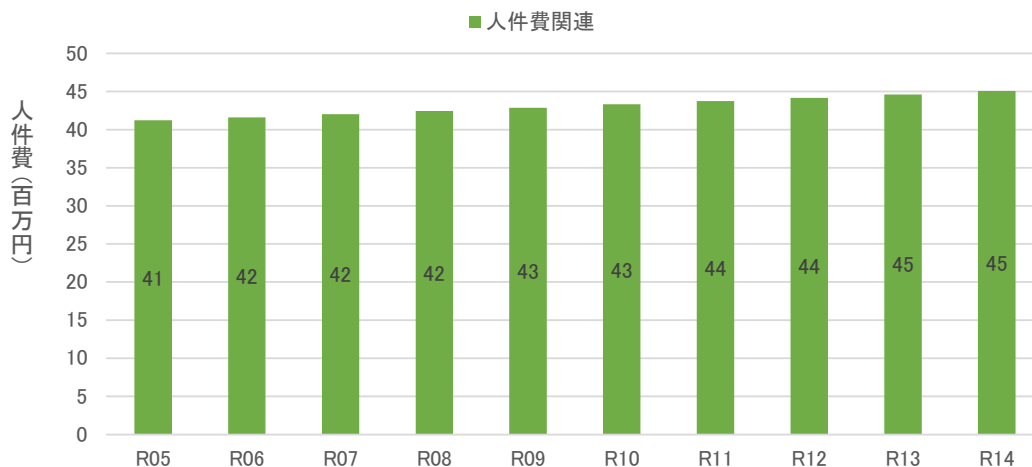


図 5-17 人件費関連の将来推移

(ウ) 減価償却費

減価償却費は、過年度取得資産の推計値と将来投資で取得した資産における推計値の合算額として設定します。

将来投資での取得資産の計算条件は以下のとおりとします。

表 5-1 減価償却計算条件

項目	設定内容
償却方法	定額法
残存価額	有形固定資産：取得価額の10%、無形固定資産：取得価額の0%
償却限度額	有形固定資産：取得価額の5%、無形固定資産：取得価額の0%
耐用年数	別紙のとおり

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）	
			通常	総合償却
建物	SRC 又は RC	事務所用	50	50
		工場（作業場を含む）又は倉庫用	38	38
構築物	下水道用	下水道管きよ、人孔及び柵	50	50
		処理設備	50	
		阻水扉及び防潮扉	30	33
		処理設備附属管弁	35	
		送泥管	30	
		濾床	40	
		消化槽	40	
		ガス槽	30	
機械及び装置	水道用又は工業用水設備	電気設備（その他）	20	20
		計測設備	10	10
	下水道用	ポンプ設備	20	20
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	
		浄化槽	28	28
		その他金属製のもの	17	17
	主として木造のもの	8	8	
車両及び運搬具	自動車	その他の自動車－貨物自動車	5	5
		その他の自動車－その他のもの	6	6
器具及び備品	規則参照		規則参照	

出典：下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015年版 公益社団法人 日本下水道協会

未普及対策事業での管渠整備等により、新規取得資産があるため、今後も減価償却費は増加します。令和5年度以降、単年度の減価償却費は年々増加していき、令和13年度は約7億7千万円となります。

減価償却費の長期的な見通しとしては、令和13年度にピークを迎え、その後横ばいとなり、令和25年度以降は減少傾向を示しています。

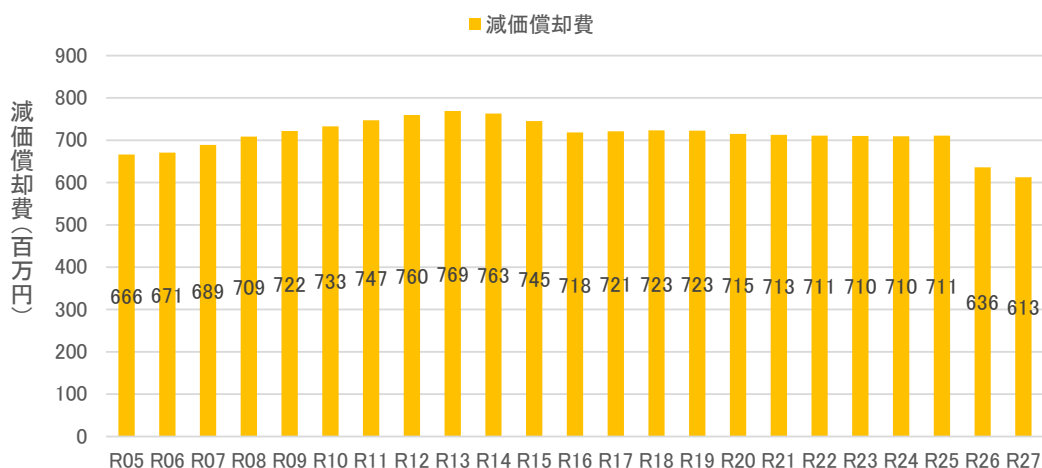


図 5-18 減価償却費の長期見通し

イ 漁業集落排水

(7) 維持管理費等

維持管理費等は、年間3千万円～3千5百万円で推移します。処理場費が大部分を占めており、内訳としては処理場維持管理業務の委託料が金額の大部分です。本市では、施設管理を民間委託しており、維持管理に要する費用の適正化に努めています。

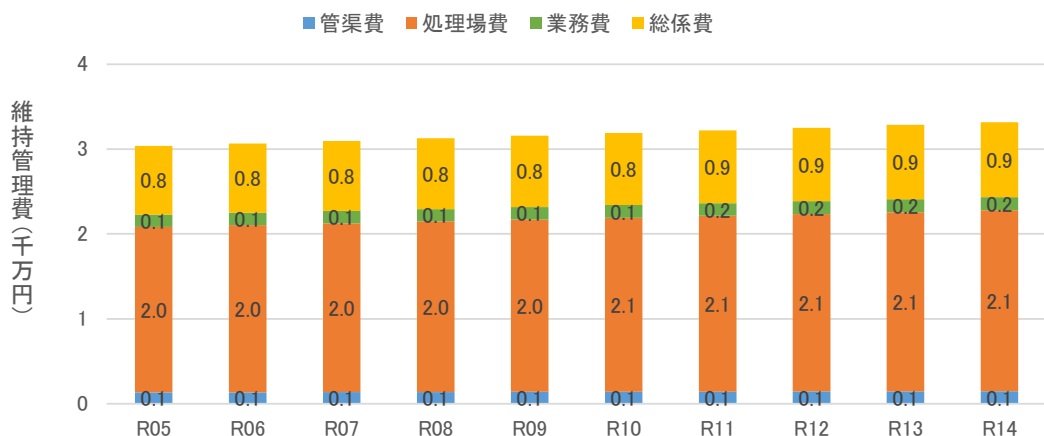


図 5-19 維持管理費等の将来推移

(1) 人件費関連

現状の職員数を維持する前提で費用を計上しています。人件費関連は、令和4年度の前定額を基に、令和2年度から令和3年度にかけての増加率である約1%を年度ごとの人件費の上昇率と見込んで推計しています。年間450万円～500万円で推移します。

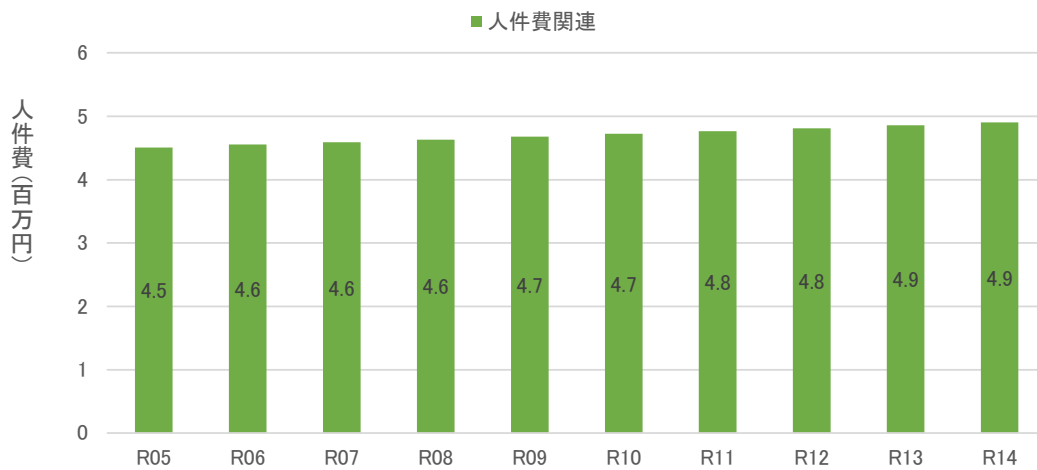


図 5-20 人件費関連の将来推移

(ウ) 減価償却費

減価償却費の計算条件等は、公共下水道と同様です。各種施設の改築事業等により、新規取得資産があるため、今後も減価償却費は増加傾向を示します。令和5年度以降、単年度の減価償却費は年々増加傾向を示し、経営戦略の最終年度である令和14年度では約5千8百万円となります。

減価償却費の長期的な見通しとしては、令和14年度において約5千8百万円でピークを迎え、その後横ばいを示しています。

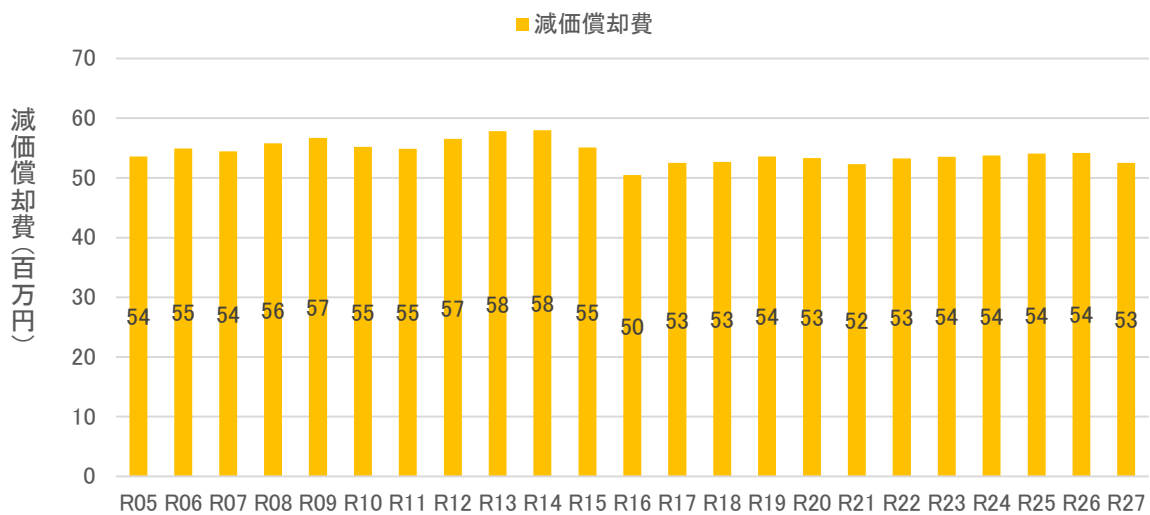


図 5-21 減価償却費の長期見通し

(4) 一般会計からの繰入れの見通し

地方公営企業に対しては、経営の健全化を促進して経営基盤を強化するため、一般会計から繰入れを行っています。その運用上の基準としては、総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計が負担すべき経費や基準などが示されている「基準内繰入金」と、繰出基準に基づかない繰入金として「基準外繰入金」の二つに分かれています。「基準外繰入金」は、基準上、必要以上の繰入金とみなされ財源措置がないため、より慎重に運用する必要があります。

本市では、現状、多額の「基準外繰入金」を一般会計から繰り入れておられますので、将来的に「基準外繰入金」を0にするための経営努力を行っていく必要があります。

ア 公共下水道事業

公共下水道における一般会計繰入金は、令和5年度以降減少傾向にあるものの、令和14年度において約6億2千万円となります。

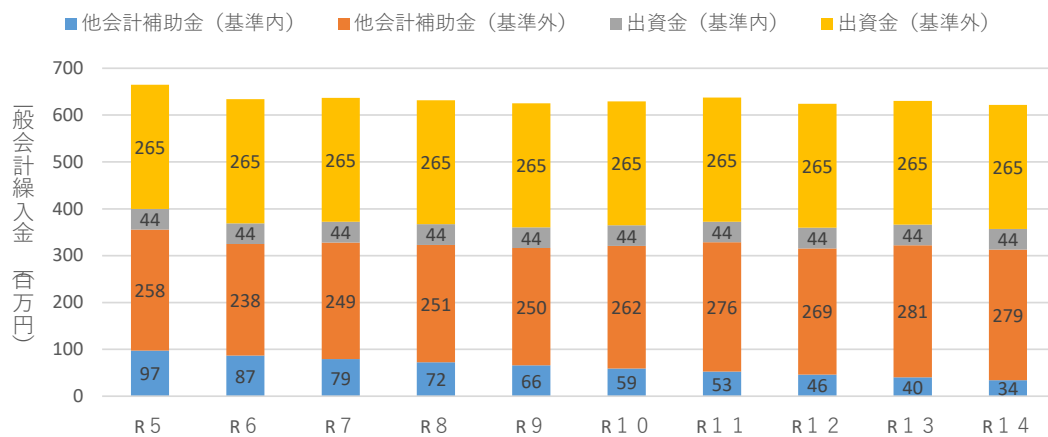


図5-22 一般会計繰入金の将来推移

イ 漁業集落排水事業

漁業集落排水における一般会計繰入金は、令和8年度に2千万円でピークを迎えた後減少傾向にあり、令和14年度において約1千7百万円となります。

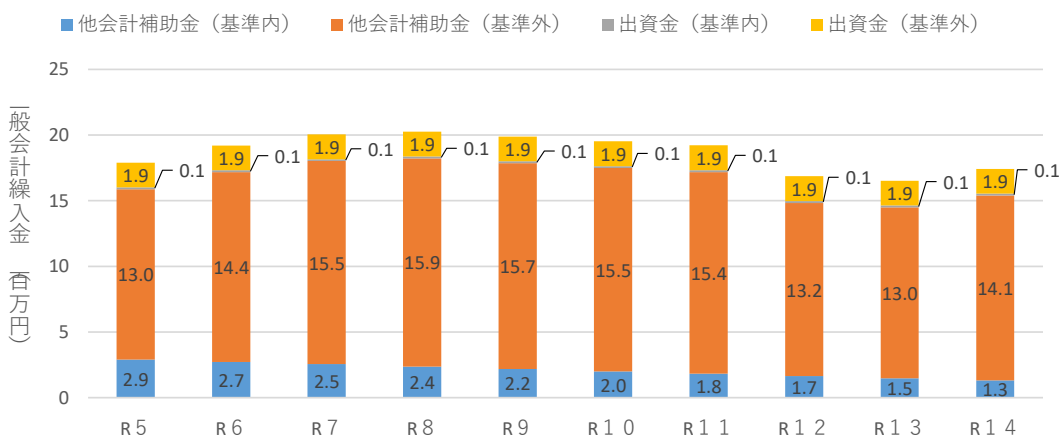


図5-23 一般会計繰入金の将来推移し

(5) 使用料水準の見直しに関する検討

ア 使用料水準の見直しに関する検討のパターン設定

下水道事業の収益的収支の改善及び一般会計からの支出負担軽減のため、経営戦略において、使用料水準の見直しについて検討します。

使用料水準の見直しに当たり、令和6年度に一括で必要額までの見直しを実施する場合、使用料の引上げ幅が大きいため、令和6年度、令和10年度、令和14年度の3回に分けて使用料改定を行う条件で試算を実施し、案として次の4パターンを設定しました。

なお、表中の引上げ幅については、使用料の1 m³/1か月当たりの単価の増額分を示しています。

設定した4パターンの考え方は次のとおりです。

- 【パターン1】 総務省が求める「150円/m³」以上の使用料水準である岩手県内の他団体の平均値まで引き上げるために必要な使用料
- 【パターン2】 令和3年度決算における経常収支比率を100%とするために必要な使用料
- 【パターン3】 経費回収率を100%とするために必要な使用料
- 【パターン4】 基準外繰入れが「0」となる場合に必要な使用料（基準外繰入れは使用料引上げ時に段階的に減額）

表 5-2 下水道パターンごとの使用料単価（案）

改定検討 パターン	R6年度 改定額	R10年度 改定額	R14年度 改定額	改定時 引上げ幅	R6年度 改定率	R10年度 改定率	R14年度 改定率
現行とおり	153.3円	153.3円	153.3円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし
パターン1	163円	173円	183円	各10円	6.3%	6.1%	5.8%
パターン2	183円	213円	243円	各30円	19.4%	16.4%	14.1%
パターン3	203円	253円	303円	各50円	32.4%	24.6%	19.8%
パターン4	288円	423円	558円	各135円	87.9%	46.9%	31.9%

表 5-3 下水道使用料の将来値（税抜き）

（単位：千円）

改定検討 パターン	R6年度 改定額	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
有収水量		1,392,372m ³	1,434,682m ³	1,481,196m ³	1,527,991m ³	1,579,381m ³
現行とおりの パターン1	153.3円	213,451	219,937	227,067	234,241	242,119
パターン2	163円	213,451	233,853	241,435	249,063	257,439
パターン3	183円	213,451	262,547	271,059	279,622	289,027
パターン4	203円	213,451	291,240	300,683	310,182	320,614
パターン4	288円	213,451	413,188	426,584	440,061	454,862

改定検討 パターン	R10年度 改定額	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
有収水量		1,622,422m ³	1,669,952m ³	1,699,867m ³	1,677,024m ³
現行とおりの パターン1	153.3円	248,717	256,004	260,590	257,088
パターン1	173円	280,679	288,902	294,077	290,155
パターン2	213円	345,576	355,700	362,072	357,206
パターン3	253円	410,473	422,498	430,066	424,287
パターン4	423円	686,285	706,390	719,044	709,381

改定検討 パターン	R14年度 改定額	R14年度
有収水量		1,645,017m ³
現行とおりの パターン1	153.3円	252,181
パターン1	183円	301,038
パターン2	243円	399,739
パターン3	303円	498,440
パターン4	558円	917,919

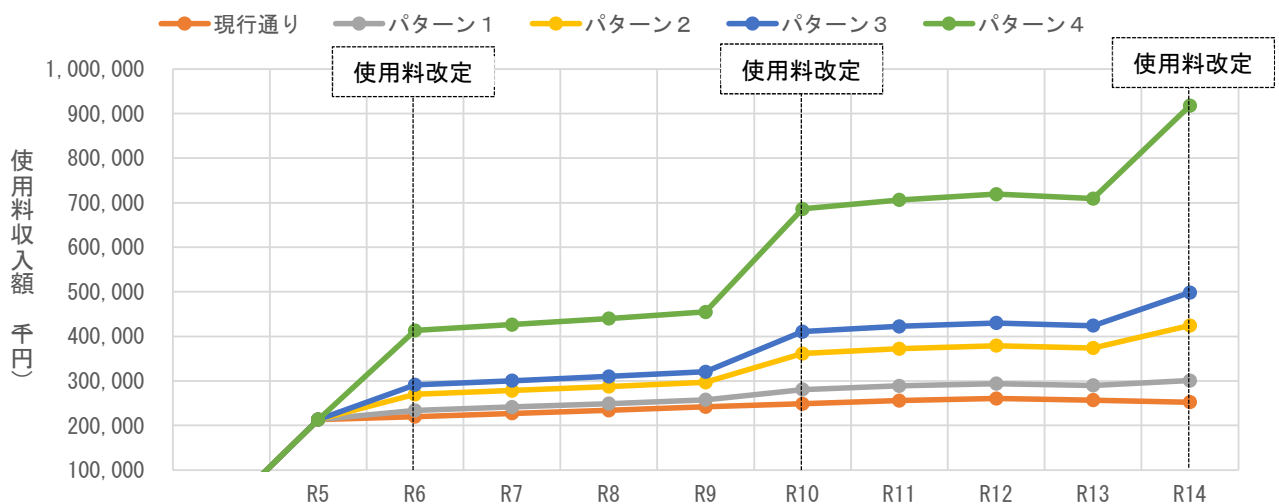


図 5-24 パターン別下水道使用料収入の推移

表 5-4 漁業集落排水パターンごとの使用料単価（案）

改定検討パターン	R6年度改定額	R10年度改定額	R14年度改定額	改定時引上げ幅	R6年度改定率	R10年度改定率	R14年度改定率
現行とおりの	138.7円	138.7円	138.7円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし
パターン1	163円	173円	183円	24円/10円	17.5%	6.1%	5.8%
パターン2	183円	213円	243円	44円/30円	31.9%	16.4%	14.1%
パターン3	203円	253円	303円	64円/50円	46.4%	24.6%	19.8%
パターン4	288円	423円	558円	149円/135円	107.6%	46.9%	31.9%

表 5-5 漁業集落排水施設使用料の将来値（税抜き）

（単位：千円）

改定検討パターン	R6年度改定額	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
有収水量		47,857m ³	45,248m ³	42,840m ³	40,787m ³	38,839m ³
現行とおりの	138.7円	6,638	6,276	5,942	5,657	5,387
パターン1	163円	6,638	7,375	6,983	6,648	6,331
パターン2	183円	6,638	8,280	7,840	7,464	7,108
パターン3	203円	6,638	9,185	8,697	8,820	7,884
パターン4	288円	6,638	13,031	12,338	11,747	11,186

改定検討パターン	R10年度改定額	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
有収水量		36,538m ³	34,484m ³	32,431m ³	30,674m ³
現行とおりの	138.7円	5,068	4,783	4,498	4,254
パターン1	173円	6,321	5,966	5,611	5,307
パターン2	213円	7,783	7,345	6,908	6,534
パターン3	253円	9,244	8,724	8,205	7,761
パターン4	423円	15,456	14,587	13,718	12,975

改定検討パターン	R14年度改定額	R14年度
有収水量		28,678m ³
現行とおりの	153.3円	3,978
パターン1	183円	5,248
パターン2	243円	6,969
パターン3	303円	8,689
パターン4	558円	16,002

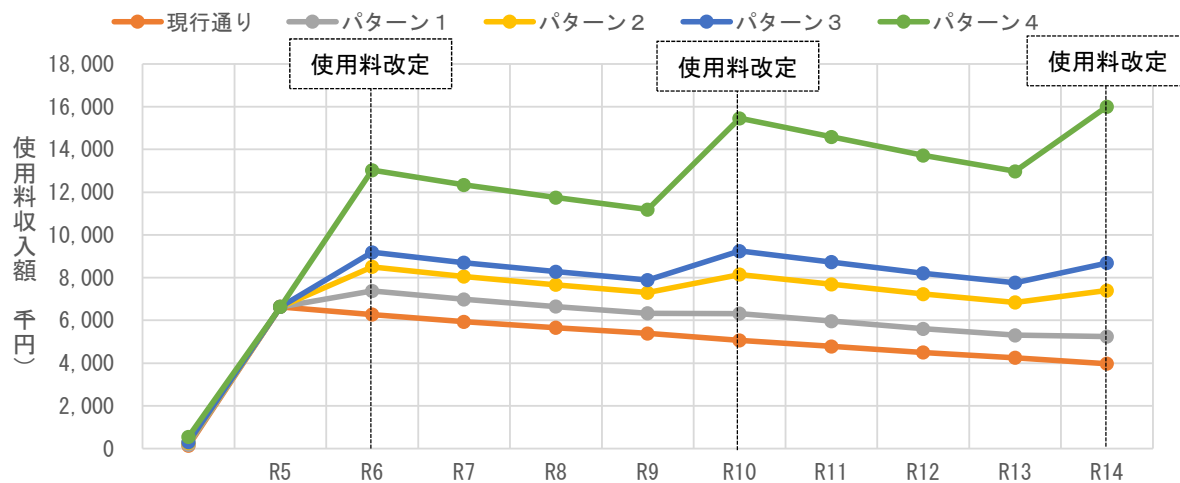


図 5-25 パターン別漁業集落排水施設使用料収入の推移

イ 財政収支の見通し

(7) 当期純利益

パターンごとの当期純利益の見通しは次に示すとおりです。(表 5-6) 現行と
 おりの使用料では、経営戦略の計画期間中全ての年度において当期純損失が生じ
 ます。パターン1でも、最終年度において当期純損失が生じます。パターン2で
 は最終年度に当期純利益が生じ、パターン3、パターン4では令和10年度以降に
 当期純利益が生じる見込みであり、経営改善を見込むことが可能となります。

表 5-6 当期純利益の将来値

(単位:千円)

将来値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
現行とおり	▲121,085	▲140,922	▲132,964	▲136,025	▲136,860
パターン1	▲121,085	▲125,895	▲117,544	▲120,200	▲120,584
パターン2	▲121,085	▲96,276	▲87,045	▲88,806	▲88,201
パターン3	▲121,085	▲66,663	▲56,549	▲57,414	▲55,823
パターン4	▲121,085	▲93,382	▲91,222	▲90,470	▲84,356

将来値	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
現行とおり	▲128,555	▲121,113	▲136,370	▲136,170	▲146,383
パターン1	▲95,369	▲87,014	▲101,756	▲102,073	▲96,532
パターン2	▲29,051	▲18,810	▲32,445	▲33,754	4,189
パターン3	37,279	49,384	36,859	34,562	104,620
パターン4	42,247	48,272	49,319	30,406	238,808

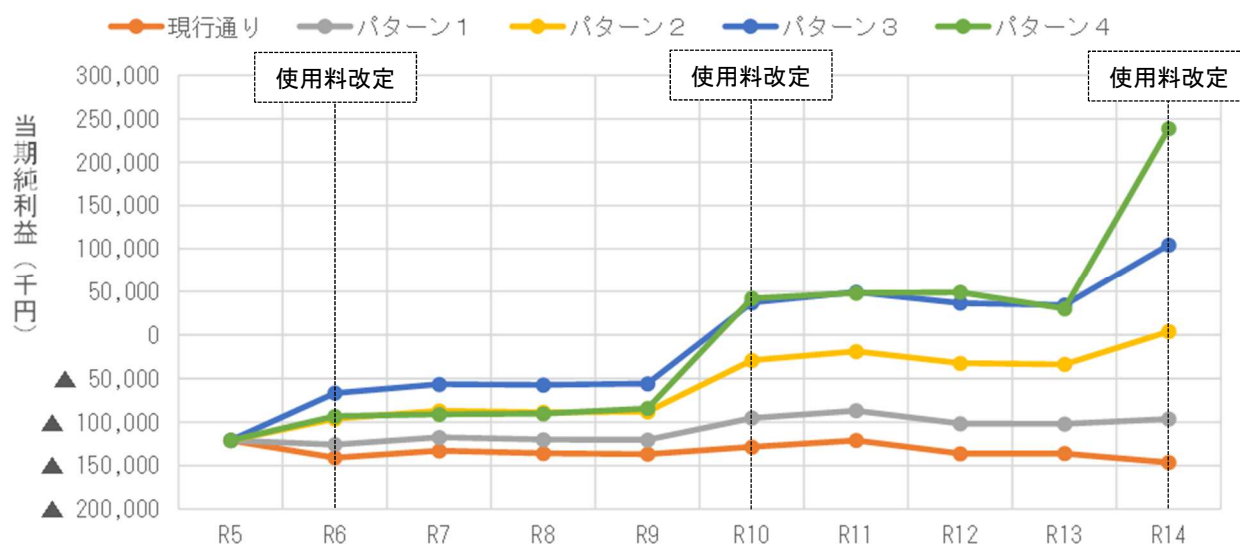


図 5-26 当期純利益の推移

(イ) 単年度における資金（現金預金）の状況

パターンごとの資金の見通しは次に示すとおりです。（表 5-7）現行とおりの使用料、パターン1では、令和7年度から単年度での資金不足が生じます。、パターン2では、令和13年度に単年度での資金不足が生じますが、パターン3、パターン4では、単年度の資金がプラスを維持できます。

表 5-7 資金の将来値

(単位:千円)

将来値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
現行とおりの	8,344	15,121	▲6,564	▲21,494	▲35,201
パターン1	8,344	30,148	8,857	▲5,669	▲18,926
パターン2	8,344	59,767	39,356	25,725	13,457
パターン3	8,344	89,380	69,852	57,117	45,836
パターン4	8,344	62,661	35,179	24,061	17,302

将来値	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
現行とおりの	▲36,810	▲34,855	▲58,348	▲109,249	▲112,722
パターン1	▲3,624	▲756	▲23,735	▲75,151	▲62,872
パターン2	62,694	67,447	45,576	▲6,832	37,850
パターン3	129,024	135,642	114,880	61,484	138,280
パターン4	77,515	78,052	70,864	851	5,992

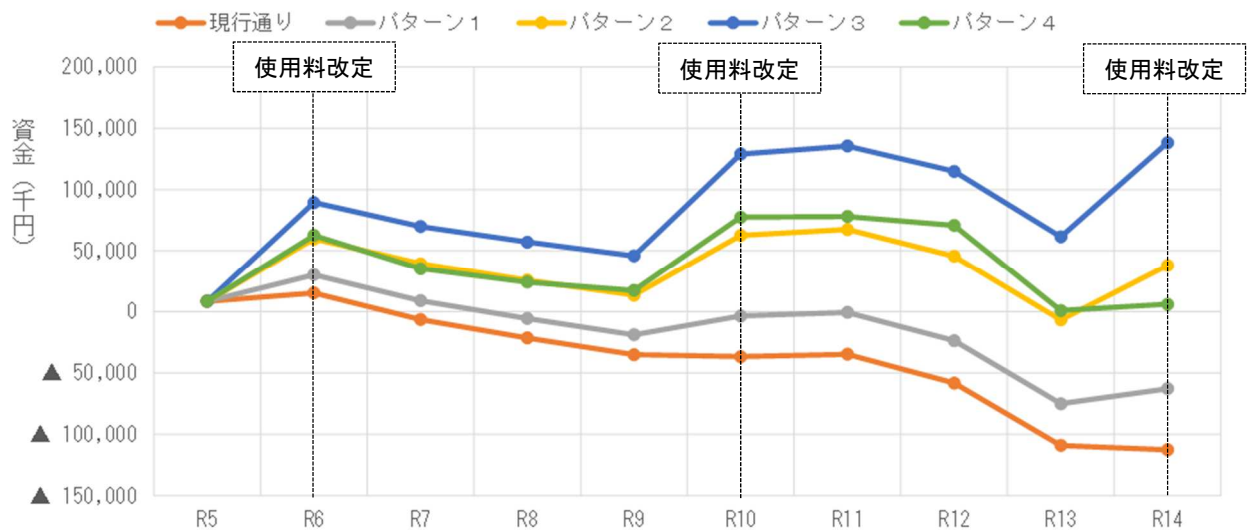


図 5-27 資金の推移

(ウ) 補填財源次期繰越額

パターンごとの補填財源次期繰越額の見通しは次に示すとおりです。(表 5-8) 現行とおりの下水道使用料を含め、いずれのパターンにおいても補填財源は確保されます。

表 5-8 補填財源次期繰越額の将来値

(単位:千円)

将来値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
現行とおり	714,705	729,767	723,152	701,602	666,343
パターン1	714,705	744,794	753,600	747,873	728,890
パターン2	714,705	774,413	813,717	839,385	852,785
パターン3	714,705	804,026	873,827	930,886	976,664
パターン4	714,705	777,307	812,435	836,439	853,684

将来値	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
現行とおり	629,474	594,560	536,153	426,844	314,061
パターン1	725,208	724,393	700,599	625,387	562,455
パターン2	915,420	982,809	1,028,326	1,021,434	1,059,223
パターン3	1,105,629	1,241,212	1,356,033	1,417,457	1,556,676
パターン4	931,140	1,009,133	1,079,938	1,080,728	1,086,660

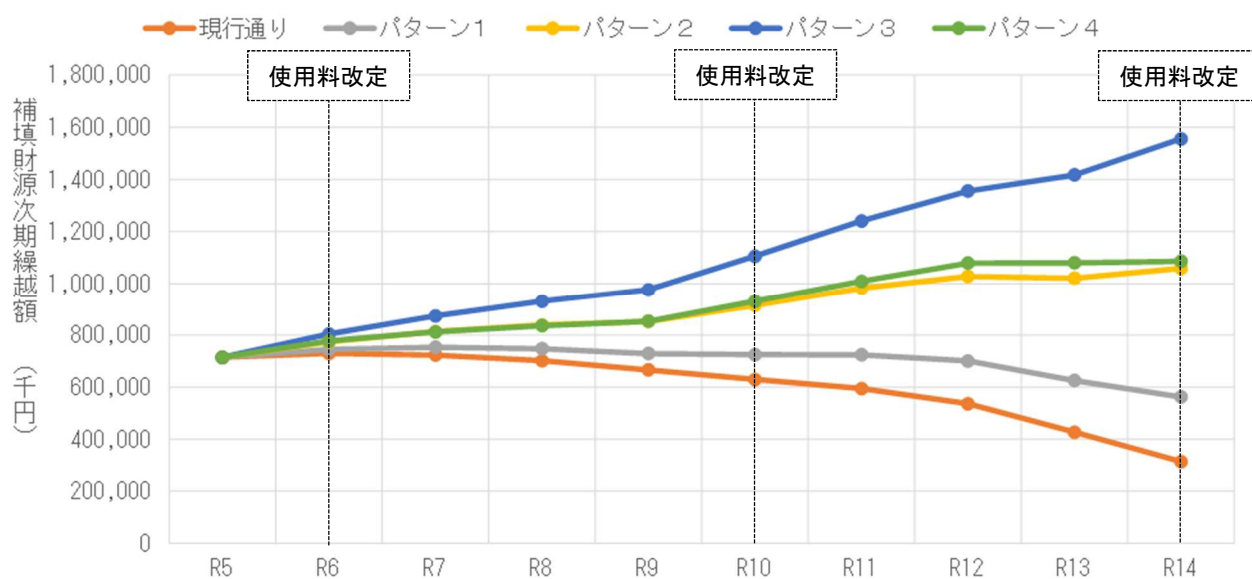


図 5-28 補填財源次期繰越額の推移

ウ 使用料水準に関する検討

使用料を改定せずに現行のまま運営する場合と、収益的収支を改善するため令和6年度、令和10年度、令和14年度に使用料水準の見直しを行う次の4パターンについて、将来投資、物価上昇等による必要経費の増加を考慮して実施した財政収支予測は以下のとおりとなりました。

【使用料を改定しない場合】

- ・経営戦略の計画期間中の全ての年度において当期純損失が生じました。
- ・令和7年度以降資金不足となり、累積欠損金が発生しました。

【パターン1】 現行の使用料水準から10円/m³/1か月ずつ引上げ

- ・黒字化することはできませんでした。

【パターン2】 同30円/m³/1か月ずつ引上げ

- ・令和14年度において当期純利益を計上することができました。
- ・経営戦略の計画期間の最終年度において、収益的収支で黒字を維持するためには、現行と比較し90円/m³/1か月の引上げが必要な結果となりました。

【パターン3】 同50円/m³/1か月ずつ引上げ

- ・令和10年度から当期純利益を計上することができました。

【パターン4】 同135円/m³/1か月ずつ引上げ

- ・令和10年度から当期純利益を計上することができました。

これまでの本市の使用料改定は、消費税率等の引上げに伴う改定であり、事業収支を見据えた改定は実施していません。

そのため、一時の使用料改定では経営状況は好転せず、経営改善は長期を要します。

財政シミュレーションによると、使用料水準の見直しによる経営改善は段階的に生じ、「累積欠損金を生じさせない」「当期純利益を確保する」「一般会計の負担を低減する」の順で将来的に効果が得られます。

今回検討した使用料水準の見直しを実施することにより当期純利益を計上し、内部留保資金を確保できる経営状況に転じた場合には、その資金を交付税措置の無い基準外繰入れを財源としている借入企業債の償還金に充てることで一般会計の負担の低減が可能となります。

(6) 財政収支予測結果

使用料水準を見直した場合、パターン2から4においては、経営戦略の計画期間内で黒字化を図ることができました。

財政収支予測については、使用者の負担を考慮し、使用料水準に関する検討において示したパターン2で作成することとし、その結果は次のとおりとなります。

収益の収支(下水道事業全体)

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益(A)	211,079	216,425	221,172	270,910	278,982	287,169	296,218	354,442	363,129	369,063	363,823	406,790	
	(1) 料 金 収 入	210,218	216,342	220,088	270,826	278,898	287,085	296,134	353,358	363,045	368,979	363,739	406,706	
	(2) 受託工事収益(B)													
	(3) その他	861	83	1,084	84	84	84	84	1,084	84	84	84	84	
	2. 営業外収益	666,281	797,692	772,460	745,461	759,171	765,645	767,654	773,663	785,878	776,801	788,262	773,902	
	(1) 補助金	306,808	377,682	371,433	342,086	346,016	341,112	333,967	338,170	345,469	330,144	336,295	328,136	
	他会計補助金	306,808	377,682	371,433	342,086	346,016	341,112	333,967	338,170	345,469	330,144	336,295	328,136	
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入	359,255	382,885	400,621	402,791	412,571	423,949	433,103	434,729	439,825	446,073	451,383	445,182	
	(3) その他	218	37,125	406	584	584	584	584	764	584	584	584	584	584
収 入 計 (C)	877,360	1,014,117	993,632	1,016,372	1,038,153	1,052,815	1,063,872	1,128,105	1,149,007	1,145,864	1,152,085	1,180,693		
支 出	1. 営業費用	840,964	979,776	1,011,692	1,020,505	1,040,949	1,064,573	1,081,957	1,093,944	1,111,187	1,128,257	1,142,152	1,139,192	
	(1) 職員給与	39,143	45,314	45,712	46,169	46,622	47,086	47,554	48,027	48,505	48,987	49,474	49,966	
	基本給	28,984	34,027	34,367	34,711	35,058	35,409	35,763	36,120	36,482	36,846	37,215	37,587	
	退職給付													
	その他	10,159	11,287	11,344	11,458	11,564	11,677	11,791	11,907	12,023	12,141	12,260	12,379	
	(2) 経費	166,057	216,141	245,912	248,312	250,736	253,185	255,657	258,155	260,677	263,225	265,798	268,397	
	動力費	3,846	3,736	13,268	13,400	13,534	13,670	13,807	13,945	14,084	14,225	14,367	14,511	
	修繕費	3,441	6,462	3,124	3,155	3,187	3,219	3,251	3,283	3,316	3,349	3,383	3,417	
	材料費	4	118	22	22	23	23	23	23	24	24	24	24	
	その他	158,766	205,824	229,498	231,734	233,992	236,273	238,577	240,904	243,253	245,627	248,024	250,445	
(3) 減価償却費	635,764	718,321	720,069	726,024	743,590	764,303	778,746	787,762	802,005	816,045	826,880	820,828		
2. 営業外費用	127,635	121,378	102,570	91,688	83,795	76,593	69,661	62,757	56,176	49,598	43,232	36,857		
(1) 支払利息	127,635	121,378	101,812	91,175	83,287	76,081	69,154	62,400	55,706	49,158	42,827	36,459		
(2) その他	0	758	758	513	508	512	507	357	470	440	404	398		
支 出 計 (D)	968,599	1,101,154	1,114,263	1,112,194	1,124,744	1,141,166	1,151,618	1,156,701	1,167,363	1,177,855	1,185,384	1,176,049		
経 常 損 益 (E)	△ 91,239	△ 87,037	△ 120,631	△ 95,822	△ 86,590	△ 88,351	△ 87,747	△ 28,596	△ 18,356	△ 31,991	△ 33,299	△ 4,644		
特 別 利 益 (F)	4													
特 別 損 失 (G)	528	101	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 525	△ 101	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	△ 91,764	△ 87,138	△ 121,085	△ 96,276	△ 87,045	△ 88,806	△ 88,201	△ 29,051	△ 18,810	△ 32,445	△ 33,754	△ 4,189		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)	△ 660,637	△ 747,775	△ 868,860	△ 965,136	△ 1,052,181	△ 1,140,987	△ 1,229,188	△ 1,258,239	△ 1,277,050	△ 1,309,495	△ 1,343,249	△ 1,339,059		
流 動 資 産 (K)	758,852	1,013,691												
うち未収金	109,780	230,027												
うち建設改良費分														
うち一時借入金														
うち未払金	514,542	108,253												
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)	-313.0%	-345.5%	-392.8%	-356.3%	-377.1%	-397.3%	-415.0%	-355.0%	-351.7%	-354.8%	-369.2%	-329.2%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	211,079	216,425	221,172	270,910	278,982	287,169	296,218	354,442	363,129	369,063	363,823	406,790		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

収益的収支(公共下水道)

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的 収 入	1. 営業収益 (A)		203,881	209,152	214,535	262,630	271,142	279,706	289,110	346,659	355,784	362,156	357,289	399,822
	(1) 料 金 収 入		203,020	209,070	213,451	262,546	271,058	279,622	289,026	345,575	355,700	362,072	357,205	399,738
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他 (C)		861	82	1,084	84	84	84	84	1,084	84	84	84	84
	2. 営業外収益		615,457	721,380	724,868	695,945	709,026	714,518	716,459	723,366	735,819	728,398	739,804	724,469
	(1) 補助金		290,783	336,805	355,556	324,918	328,003	322,883	316,114	320,676	328,285	315,315	321,809	312,735
	他会計補助金		290,783	336,805	355,556	324,918	328,003	322,883	316,114	320,676	328,285	315,315	321,809	312,735
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入		324,458	347,812	368,913	370,450	380,446	391,056	399,768	401,933	406,957	412,506	417,418	411,157
	(3) その他 (D)		216	36,763	399	577	577	577	577	757	577	577	577	577
収 入 計 (E)		819,339	930,532	939,403	958,575	980,168	994,221	1,005,569	1,070,025	1,091,603	1,090,554	1,097,094	1,124,291	
収益的 支 出	1. 営業費用		766,685	894,419	927,716	934,916	955,552	977,510	993,692	1,006,850	1,024,105	1,039,203	1,051,503	1,048,050
	(1) 職員給与		35,541	40,850	41,203	41,615	42,031	42,451	42,876	43,305	43,738	44,175	44,617	45,063
	基本給		26,259	30,506	30,811	31,119	31,430	31,745	32,062	32,383	32,707	33,034	33,364	33,698
	退職給付													
	その他の		9,281	10,344	10,392	10,496	10,601	10,707	10,814	10,922	11,031	11,142	11,253	11,365
	(2) 経費		153,671	193,954	220,055	222,198	224,362	226,548	228,756	230,986	233,239	235,514	237,811	240,132
	動力費		3		6,133	6,195	6,257	6,319	6,382	6,446	6,511	6,576	6,642	6,708
	修繕費		1,251	2,364	822	830	839	847	856	864	873	881	890	899
	材料費		4	118	22	22	23	23	23	23	24	24	24	24
	その他		152,414	191,473	213,077	215,150	217,244	219,359	221,495	223,653	225,832	228,033	230,255	232,500
(3) 減価償却		577,473	659,615	666,458	671,104	689,159	708,510	722,060	732,559	747,128	759,514	769,075	762,855	
2. 営業外費用		125,650	118,263	99,397	88,696	80,982	73,961	67,207	60,482	54,083	47,682	41,474	35,263	
(1) 支払利息		125,650	118,263	98,904	88,449	80,740	73,715	66,966	60,392	53,878	47,508	41,336	35,131	
(2) その他 (F)			492	247	242	246	241	91	204	174	138	132	132	
支 出 計 (G)		892,335	1,012,682	1,027,112	1,023,612	1,036,534	1,051,470	1,060,899	1,067,332	1,078,188	1,086,885	1,092,977	1,083,313	
経常損益 (H)=(E)-(G)		△ 72,997	△ 82,150	△ 87,709	△ 65,037	△ 56,366	△ 57,249	△ 55,329	2,693	13,416	3,669	4,116	40,978	
特別利益 (I)														
特別損失 (J)		528	91	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	
特別損益 (K)=(I)-(J)		△ 528	△ 91	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	
当年度純利益(又は純損失) (L)=(H)+(K)		△ 73,525	△ 82,241	△ 88,164	△ 65,492	△ 56,820	△ 57,703	△ 55,784	2,238	12,961	3,214	3,662	40,523	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (M)														
流動資産 (N)														
流動負債 (O)														
うち建設改良費														
うち一時借入金														
うち未払金														
累積欠損金比率 (P)= $\frac{(L)}{(M)-(L)} \times 100$														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (Q)														
営業収益-受託工事収益 (R)=(A)-(B)		203,881	209,152	214,535	262,630	271,142	279,706	289,110	346,659	355,784	362,156	357,289	399,822	
地方財政法による資金不足の比率 (S)=(Q)/(R)×100														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (W)=(T)/(V)×100														

収益の収支(漁業集落排水)

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	7,198	7,273	6,637	8,280	7,840	7,464	7,107	7,783	7,345	6,907	6,534	6,968
	(1) 料 金 収 入	7,198	7,272	6,637	8,280	7,840	7,464	7,107	7,783	7,345	6,907	6,534	6,968
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他		1										
	2. 営業外収益	50,824	76,312	47,592	49,517	50,145	51,129	51,195	50,297	50,059	48,403	48,457	49,433
	(1) 補助金	16,025	40,877	15,877	17,168	18,013	18,229	17,853	17,494	17,184	14,829	14,486	15,401
	他会計補助金 その他補助金	16,025	40,877	15,877	17,168	18,013	18,229	17,853	17,494	17,184	14,829	14,486	15,401
	(2) 長期前受金戻入	34,797	35,073	31,708	32,342	32,125	32,893	33,335	32,796	32,868	33,567	33,964	34,025
	(3) その他	2	362	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	収 入 計 (C)	58,022	83,585	54,229	57,797	57,985	58,593	58,302	58,080	57,404	55,310	54,991	56,401
収 益 的 支 出	1. 営業費用	74,279	85,356	83,977	85,589	85,396	87,064	88,266	87,082	89,054	90,649	91,141	91,141
	(1) 職員給与	3,602	4,464	4,509	4,554	4,591	4,635	4,678	4,722	4,767	4,812	4,857	4,903
	基 本 給 付 費 退職給付 その他	2,725	3,521	3,556	3,592	3,628	3,664	3,701	3,738	3,775	3,813	3,851	3,889
	(2) 経費	12,386	22,186	25,858	26,115	26,374	26,636	26,901	27,168	27,438	27,711	27,987	28,265
	動力費 燃料費 修繕費 その他	3,843	3,736	7,134	7,206	7,278	7,351	7,424	7,498	7,573	7,649	7,726	7,803
	2. 減価償却費	6,353	14,352	16,422	16,584	16,748	16,914	17,082	17,251	17,422	17,594	17,769	17,945
	58,291	58,708	53,610	54,920	54,431	55,793	56,686	55,204	54,876	56,531	57,805	57,973	
	2. 営業外費用	1,985	3,115	3,174	2,992	2,813	2,632	2,454	2,274	2,093	1,916	1,758	1,594
	(1) 支払利息	1,985	3,115	2,908	2,726	2,547	2,366	2,188	2,008	1,827	1,650	1,492	1,328
	(2) その他	0		266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
支 出 計 (D)	76,264	88,471	87,151	88,581	88,210	89,696	90,720	89,369	89,175	90,970	92,407	92,735	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 18,242	△ 4,886	△ 32,921	△ 30,785	△ 30,224	△ 31,103	△ 32,418	△ 31,289	△ 31,771	△ 35,659	△ 37,416	△ 36,334	
特 別 損 益 (F)	4												
特 別 損 失 (G)		10											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	4	△ 10											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 18,238	△ 4,896	△ 32,921	△ 30,785	△ 30,224	△ 31,103	△ 32,418	△ 31,289	△ 31,771	△ 35,659	△ 37,416	△ 36,334	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
流 入 資 産 (J)													
流 入 債 権 (K)													
流 入 借 入 金													
流 入 未 払 金													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	7,198	7,273	6,637	8,280	7,840	7,464	7,107	7,783	7,345	6,907	6,534	6,968	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

資本的収支(下水道事業全体)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
資本的 収入	1. 企業債	785,000	886,800	774,780	845,769	840,736	891,100	888,429	885,898	809,244	568,670	259,302	246,604
	うち資本費平準化債	216,000	249,500	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700
	2. 他会計出資金	349,686	294,843	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	388,740	404,668	312,727	367,712	368,036	466,205	463,229	457,221	355,505	219,042	62,862	46,946
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他	43,893	41,754	45,900	45,900	45,900	45,900	45,900	45,900	45,900	27,150	900	900
	計 (A)	1,567,319	1,628,065	1,444,297	1,570,271	1,565,562	1,714,095	1,708,448	1,699,909	1,521,539	1,125,752	633,954	605,340
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,567,319	1,628,065	1,444,297	1,570,271	1,565,562	1,714,095	1,708,448	1,699,909	1,521,539	1,125,752	633,954	605,340
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,115,077	1,154,851	954,120	1,087,204	1,082,360	1,238,985	1,233,369	1,224,715	1,037,294	640,804	151,150
うち職員給与費		26,491	32,138	32,459	32,784	33,112	33,443	33,777	34,115	34,456	34,801	35,149	35,500
2. 企業債償還金		659,794	703,047	731,423	708,553	745,609	764,011	781,872	799,021	814,883	809,650	836,170	829,450
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	1,774,871	1,857,898	1,685,543	1,795,757	1,827,969	2,002,996	2,015,241	2,023,736	1,852,177	1,450,454	987,321	950,825	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	207,552	229,833	241,246	225,486	262,407	288,901	306,793	323,827	330,638	324,702	353,367	345,485	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	184,746	248,300	198,362	226,957	243,974	251,547	257,441	323,982	343,369	337,527	341,744	379,836
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	649,478	687,954	757,588	772,942	832,150	876,739	902,136	915,265	970,078	1,015,501	1,033,057	1,024,873
計 (F)	834,224	936,254	955,950	999,898	1,076,124	1,128,286	1,159,578	1,239,247	1,313,447	1,353,027	1,374,800	1,404,708	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 626,672	△ 706,421	△ 714,705	△ 774,413	△ 813,717	△ 839,385	△ 852,785	△ 915,420	△ 982,809	△ 1,028,326	△ 1,021,434	△ 1,059,223	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	11,649,181	11,848,034	11,901,268	12,048,361	12,166,013	12,321,580	12,453,304	12,567,681	12,589,598	12,374,314	11,823,614	11,264,607	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的 収支分		306,808	377,682	371,433	342,086	346,016	341,112	333,967	338,170	345,469	330,144	336,295	328,136
	うち基準内繰入金	141,675	121,327	100,017	89,532	81,761	74,670	67,844	61,175	54,563	48,085	41,815	35,518
	うち基準外繰入金	165,133	256,355	271,416	252,554	264,255	266,442	266,123	276,995	290,906	282,059	294,480	292,618
資本的 収支分		349,686	294,843	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890	310,890
	うち基準内繰入金	46,522	41,082	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413	44,413
	うち基準外繰入金	303,164	253,761	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477	266,477
合 計		656,494	672,525	682,323	652,976	656,906	652,002	644,857	649,060	656,359	641,034	647,185	639,026

資本的収支(公共下水道)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
資本的 収入	1. 企業債	785,000	880,400	766,700	837,689	822,308	867,800	867,839	863,398	786,700	547,646	237,893	227,100
	うち資本費平準化債	216,000	249,500	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700	211,700
	2. 他会計出資金	345,631	281,508	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	388,740	397,518	300,000	354,948	343,737	436,454	436,450	428,282	326,477	191,663	35,015	21,175
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他	42,328	39,195	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	26,250		
	計 (A)	1,561,699	1,598,621	1,420,562	1,546,499	1,519,907	1,658,116	1,658,151	1,645,542	1,467,039	1,074,421	581,770	557,137
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,561,699	1,598,621	1,420,562	1,546,499	1,519,907	1,658,116	1,658,151	1,645,542	1,467,039	1,074,421	581,770	557,137
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,110,809	1,110,815	928,666	1,061,675	1,033,760	1,179,481	1,179,811	1,166,835	979,236	586,046	95,455
うち職員給与費		22,222	25,902	26,161	26,423	26,687	26,954	27,223	27,495	27,770	28,048	28,329	28,612
2. 企業債償還金		653,374	685,276	705,993	680,237	715,285	732,909	750,732	768,060	784,050	780,994	807,698	799,901
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	1,764,183	1,796,091	1,634,659	1,741,912	1,749,045	1,912,390	1,930,543	1,934,895	1,763,286	1,367,039	903,153	869,734	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)													
補填 財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)													
補填財源不足額 (E)-(F) (G)													
他会計借入金残高 (H)													
企業債残高 (H)	11,019,931	11,215,055	11,275,762	11,433,214	11,540,237	11,675,128	11,792,236	11,887,574	11,890,224	11,656,877	11,087,071	10,514,271	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
収益的収支分		290,783	336,805	355,556	324,918	328,003	322,883	316,114	320,676	328,285	315,315	321,809	312,735
	うち基準内繰入金	125,650	118,263	97,109	86,805	79,213	72,303	65,655	59,166	52,735	46,435	40,323	34,189
	うち基準外繰入金	165,133	218,542	258,447	238,113	248,790	250,580	250,459	261,510	275,550	268,880	281,486	278,546
資本的収支分		345,631	281,508	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862	308,862
	うち基準内繰入金	46,237	40,293	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270	44,270
	うち基準外繰入金	299,394	241,215	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592	264,592
合 計		636,414	618,313	664,418	633,780	636,865	631,745	624,976	629,538	637,147	624,177	630,671	621,597

資本的収支(漁業集落排水)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
区 分														
資本的 収入	1. 企業債		6,400	8,080	8,080	18,428	23,300	20,590	22,500	22,544	21,024	21,409	19,504	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金	4,055	13,335	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金		7,150	12,727	12,764	24,299	29,751	26,779	28,939	29,028	27,379	27,847	25,771	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他	1,566	2,559	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
	計 (A)	5,621	29,444	23,735	23,772	45,655	55,979	50,297	54,367	54,500	51,331	52,184	48,203	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	5,621	29,444	23,735	23,772	45,655	55,979	50,297	54,367	54,500	51,331	52,184	48,203	
	資本的 支出	1. 建設改良費	4,268	44,036	25,454	25,529	48,600	59,504	53,558	57,880	58,058	54,758	55,695	51,543
うち職員給与費		4,268	6,236	6,298	6,361	6,425	6,489	6,554	6,620	6,686	6,753	6,820	6,888	
2. 企業債償還金		6,420	17,771	25,429	28,316	30,324	31,103	31,140	30,961	30,833	28,656	28,472	29,549	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	10,688	61,807	50,884	53,844	78,924	90,607	84,698	88,841	88,891	83,414	84,167	81,091		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)														
補填 財源	1. 損益勘定留保資金													
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計 (F)														
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	629,250	632,979	625,506	615,148	625,776	646,452	661,069	680,107	699,374	717,437	736,542	750,336		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分													
収益的 収支分		16,025	40,877	15,877	17,168	18,013	18,229	17,853	17,494	17,184	14,829	14,486	15,401
	うち基準内繰入金	16,025	3,064	2,908	2,727	2,548	2,367	2,189	2,009	1,828	1,650	1,492	1,329
	うち基準外繰入金		37,813	12,969	14,441	15,465	15,862	15,664	15,485	15,356	13,179	12,994	14,072
資本的 収支分		4,055	13,335	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028
	うち基準内繰入金	285	789	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
	うち基準外繰入金	3,770	12,546	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
合 計		20,080	54,212	17,905	19,196	20,041	20,257	19,881	19,522	19,212	16,857	16,514	17,429

(7) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

(7) 広域化・共同化・最適化に関する事項

「いわて汚水処理ビジョン2017」の一部として位置付けられる「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」との整合を図りながら、検討を進めます。

また、人口減少に伴う流入汚水量の減少による余剰能力を活用するため、第2期大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業において、し尿や浄化槽汚泥の受入れに向けた検討を進めます。

(イ) 投資の平準化に関する事項

「ストックマネジメント計画」等に準じ、標準耐用年数経過後の単純改築ではなく、予防保全の観点から各種資産の長寿命化を図り、耐用年数を延伸することで投資の平準化を図ります。

(ウ) 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

人口減少に伴う流入汚水量の減少による余剰能力を活用するため、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用した廃棄物系バイオマスによるエネルギーマネジメント等の実施に向けて検討を進めます。

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

(7) 使用料の見直しに関する事項

定期的に使用料に関する検討を行うことで、適正な使用料水準を維持します。これにより、健全な下水道事業の経営を行うとともに、一般会計の支出負担の縮減を図ります。

(イ) 資産活用による収入増加の取組

公共下水道と統合後に未利用となっている蛸ノ浦地区の漁業集落排水処理施設の建屋、敷地等を始めとする資産について、貸付けや売却も視野に入れ、有効活用を進めます。

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(7) 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

大船渡浄化センターの維持管理において実施している包括的民間委託について、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用し、より効率的な下水処理場等の管理・運営の実現を図るための検討を進めます。

(イ) 職員給与費に関する事項

本市の定員適正化計画における職員数の増減や、給与制度改定などの状況の変化を踏まえ、職員給与費の推移を見定めていきます。

(ウ) 修繕費に関する事項

「ストックマネジメント計画」等に基づき、施設・設備の長寿命化を図り、突発的な故障などによる修繕費の増加の防止に努めます。

(イ) 委託費に関する事項

業務量に応じて、委託による業務量の平準化等を図ります。

6 経営戦略の推進体制

(1) 推進体制と進捗管理

経営戦略は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、計画期間の中間に当たる令和9年度に中間評価、場合によっては見直しを行い、進捗を管理します。

経営戦略の実施に当たっては、各施策をPDCAサイクルに基づき、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。

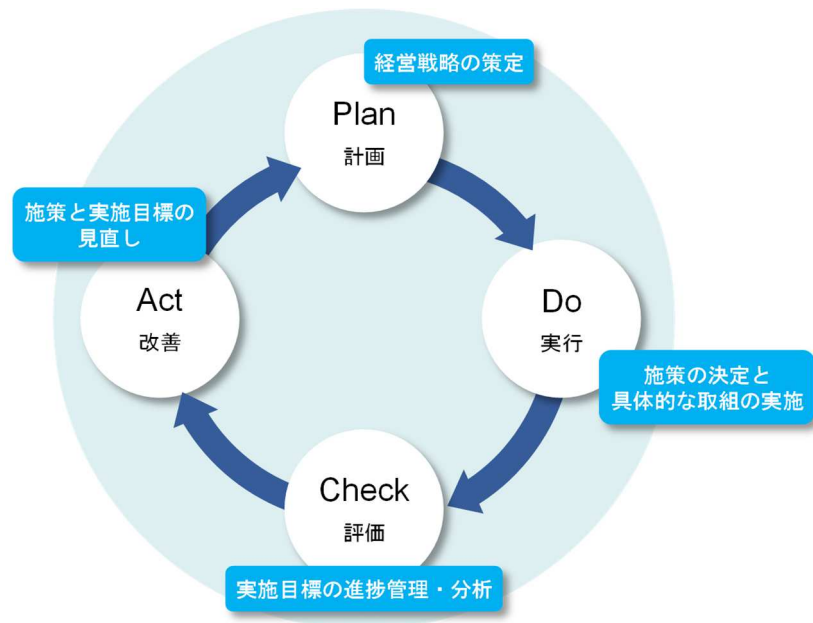


図 6-1 PDCA サイクルに基づく管理

(2) 施策の取組による効果の検証

経営戦略で定めた施策の取組による効果は、各取組方針で定めた目標値との整合確認を通じて検証します。

検証の結果、目標値と実績値に著しく乖離があった場合は、原因を特定し、対策の検討や目標値の見直しなど、必要な措置を講じます。

また、本経営戦略については、策定時だけでなく、検証や見直し時にもその内容を公表します。

7 巻末資料

(1) 経営比較分析の類似団体

表 7-1 公共下水道の類似団体区分

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha 以上		Aa	35
	75人/ha 以上		Ab	29
	50人/ha 以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	3
50人/ha 未満		Ad	55	
3万以上	100人/ha 以上		Ba	7
	75人/ha 以上	30年以上	Bb1	24
		30年未満	Bb2	3
	50人/ha 以上	30年以上	Bc1	56
		30年未満	Bc2	19
	50人/ha 未満	30年以上	Bd1	147
30年未満		Bd2	30	
3万未満	75人/ha 以上		Ca	2
	50人/ha 以上	30年以上	Cb1	22
		15年以上	Cb2	24
		15年未満	Cb3	12
	25人/ha 以上	30年以上	Cc1	131
		15年以上	Cc2	181
		15年未満	Cc3	30
	25人/ha 未満	30年以上	Cd1	89
15年以上		Cd2	195	
15年未満		Cd3	12	

表 7-2 漁業集落排水の類似団体区分

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	H1	27
15年以上	H2	124
15年未満	H3	15

(2) 経営比較分析表の解説

ア 経常収支比率

【指標の算定式】

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

分析に当たっての留意点として、例えば当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があります。また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要があります。一方、当該指標が100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりや100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があります。

イ 累積欠損金比率

【指標の算定式】

$$\text{累積欠損金比率（％）} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

分析に当たっての留意点として、例えば当該指標が0%の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなるのが想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

ウ 流動比率

【指標の算定式】

$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100%以上であることが必要となります。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

分析に当たっての留意点として、例えば当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要です。

エ 企業債残高対事業規模比率

【指標の算定式】

$$\text{企業債残高対事業規模比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

分析に当たっての留意点として、例えば当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられます。

オ 経費回収率

【指標の算定式】

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が100%未満となる場合が想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

カ 汚水処理原価

【指標の算定式】

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$$

【指標の意味】

有収水量1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。有収水量は、下水道で処理した汚水のうち、雨水や地下水の侵入等による不明水を除いた、下水道使用料収入の対象になった水量のことを指します。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

また、例えば当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。また、分析及び統計を基に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

分析に当たっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合があります。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されますが、このような場合には、より最適な処理方法を検討して実施するといった経営改善が必要となります。

キ 施設利用率

【指標の算定式】

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要となります。

分析に当たっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられます。

数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要があります。

ク 水洗化率

【指標の算定式】

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望まれます。

数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。また、使用料収入の増加の観点からも水洗化率向上の取組が必要です。

分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。

ケ 有形固定資産減価償却率

【指標の算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

【指標の意味】

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえて分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要です。

コ その他の指標

(7) 普及率

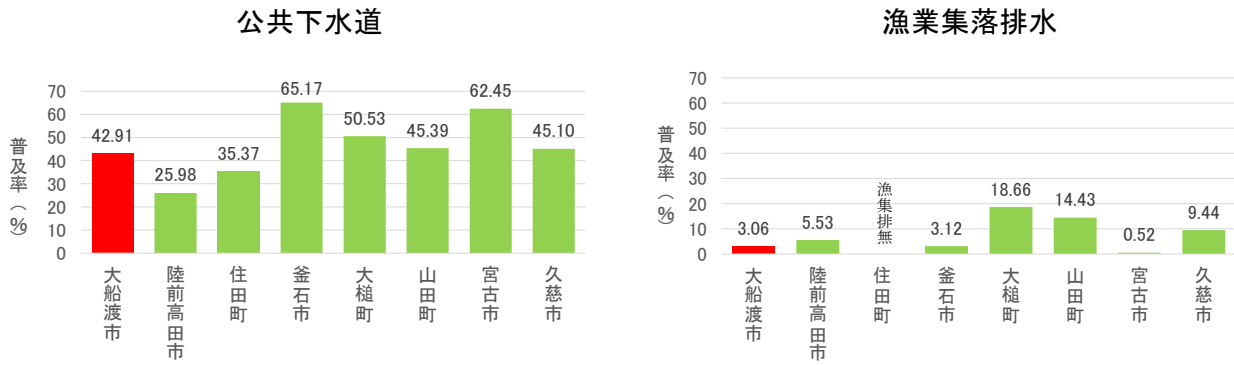


図 7-1 普及率

(イ) 有収率

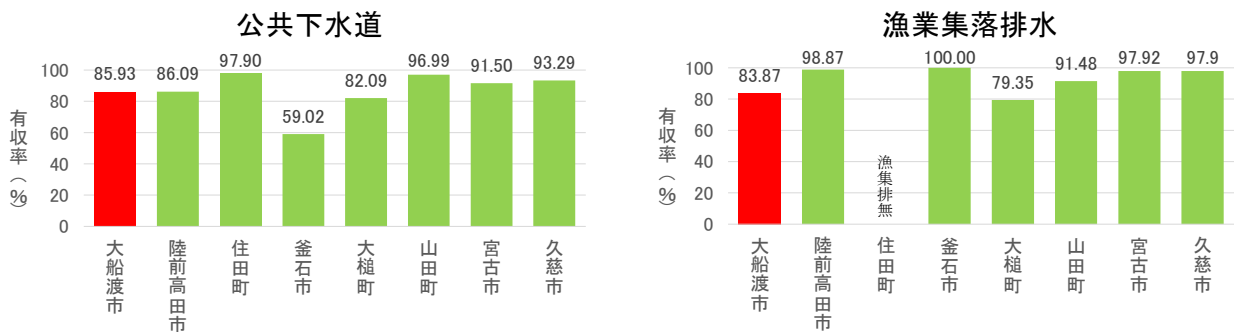


図 7-2 有収率

(ウ) 一般家庭（使用水量 1か月当たり20m³）の使用料

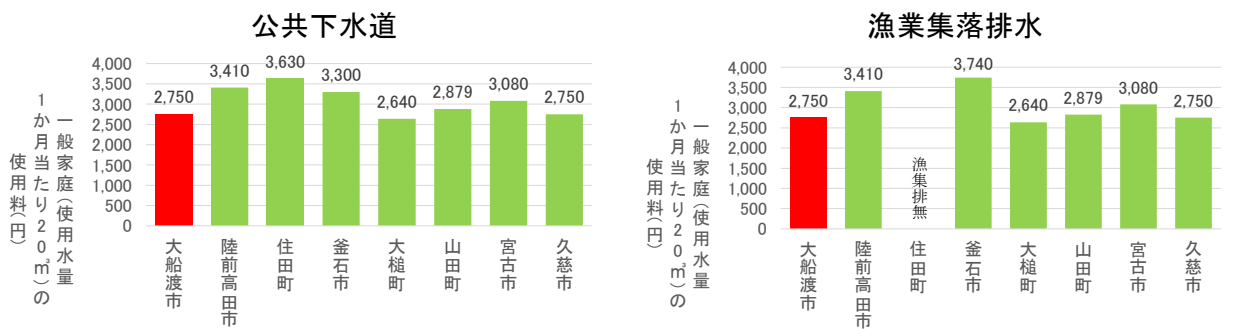


図 7-3 一般家庭（使用水量 1か月当たり20m³）の使用料

(イ) 処理区域内人口密度

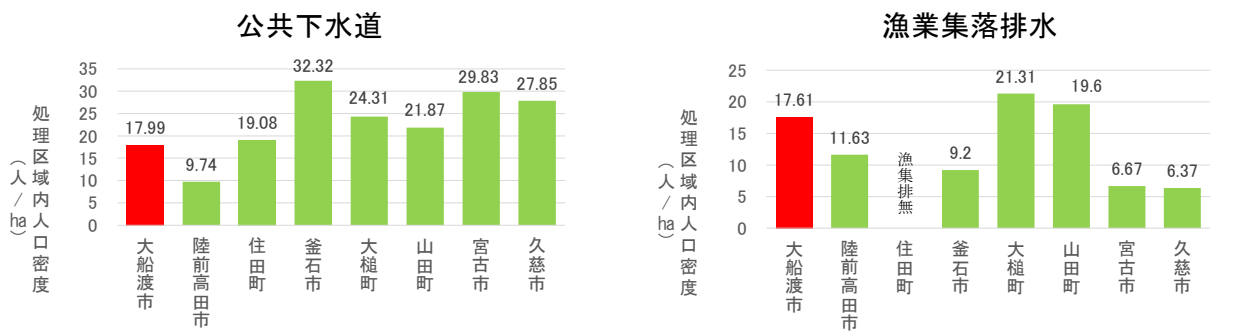


図 7-4 処理区域内人口密度

(3) 老朽化対策事業

ア 公共下水道事業

公共下水道の固定資産台帳における保有資産の残耐用年数は、次に示すとおりです。（図7-5、図 7-6）

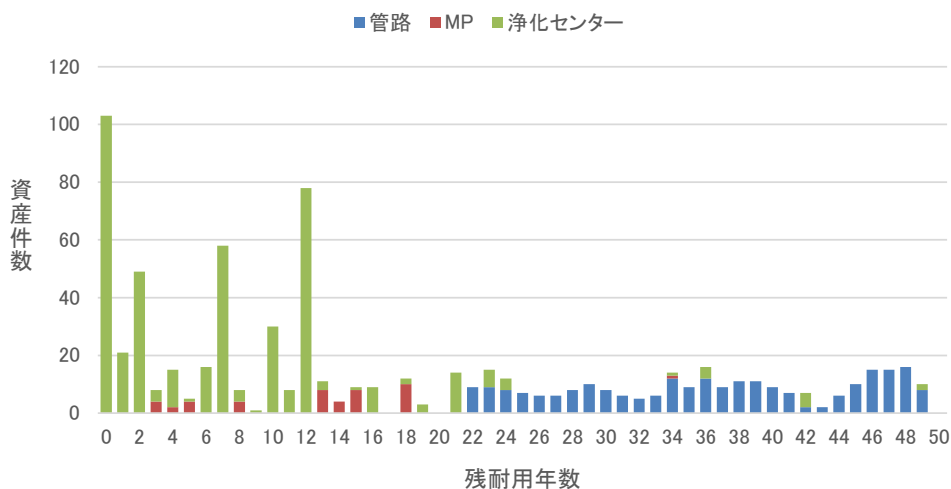


図 7-5 保有資産の残耐用年数別資産件数（公共下水道）

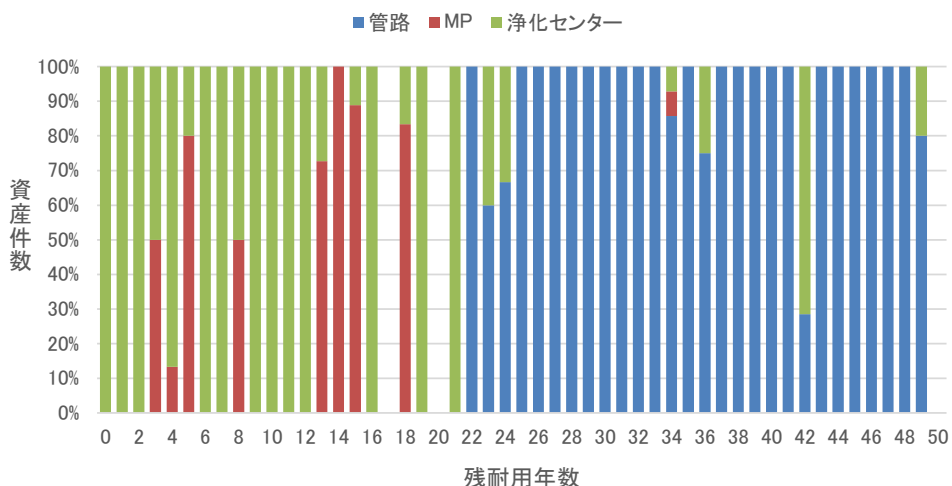


図 7-6 保有資産の残耐用年数別資産件数割合（公共下水道）

【管路施設】

管路施設は、将来の改築需要の予測等を示す「ストックマネジメント計画」等がありません。本市の管路施設は、供用開始してから30年程度であり、施設老朽化の問題が顕在化していない状況です。将来の改築事業量については、現状では本市の既存の管路内調査結果がないため、「下水道管きょ劣化データベース 2021 国土交通省国土技術政策総合研究所」のデータを用いて予測しました。

管路施設の異常・劣化が進行するプロセスには、施設の布設環境によって異なり、様々な要因が影響していますが、関連する要因を全て取り上げて管路施設の寿命を一つ一つ設定することは極めて困難です。そのため、施設の劣化予測として、経過年数を用いたマクロ的なアプローチを採用して実施しました。管路施設の緊急度を推計する方法として、マルコフ推移確率モデルを採用しました。

今後、改築事業に投資を行わない場合、図 7-7に示すとおり、施設の緊急度は年々低下していき、改築等の手当てが必要な施設が増加し、40年後には本市の施設の約半分が改築等の手当てが必要な状態となります。

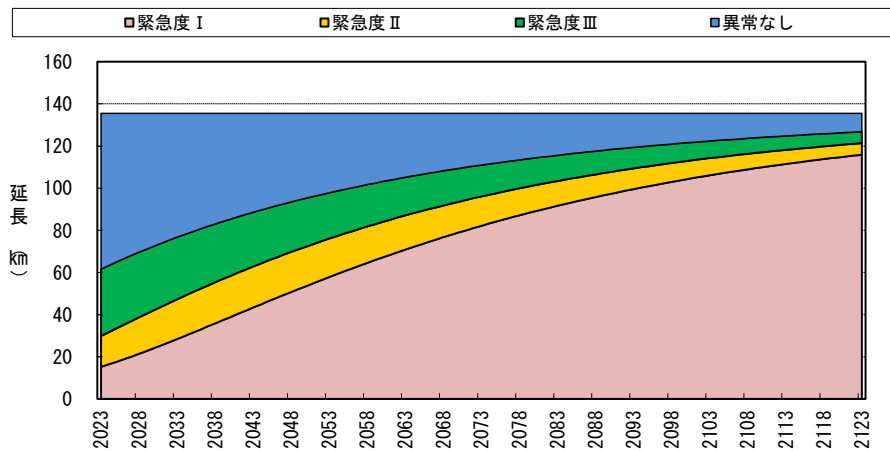


図 7-7 緊急度の将来推移 (改築事業無しの場合)

現状の緊急度を保持するためには、今後年間2.4億円の事業量が必要と予想されています。(図 7-8、図 7-9)

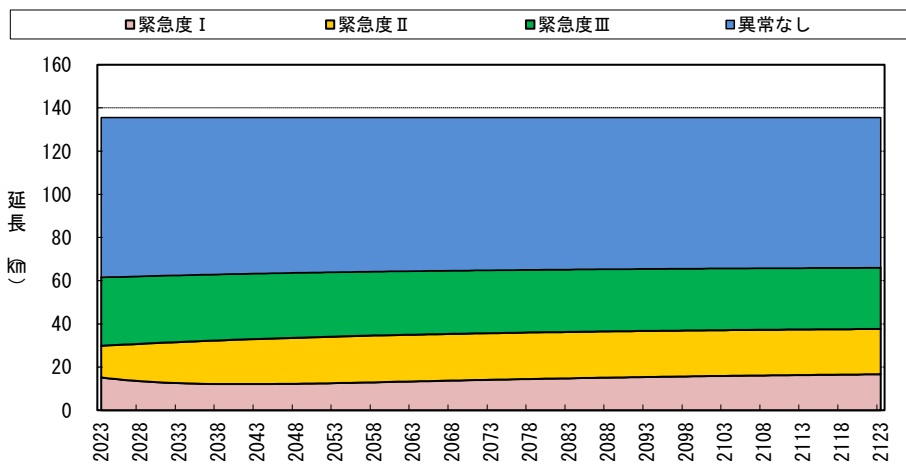


図 7-8 緊急度の将来推移 (現状の緊急度を保持)

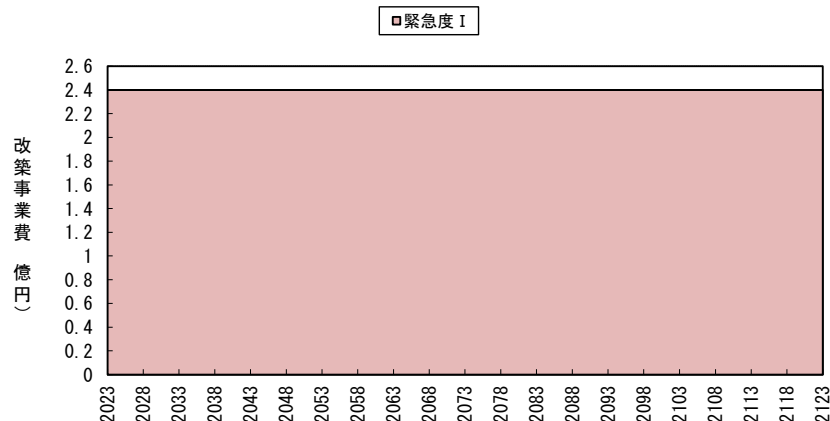


図 7-9 投資額の将来推移 (現状の緊急度を保持)

【浄化センター等】

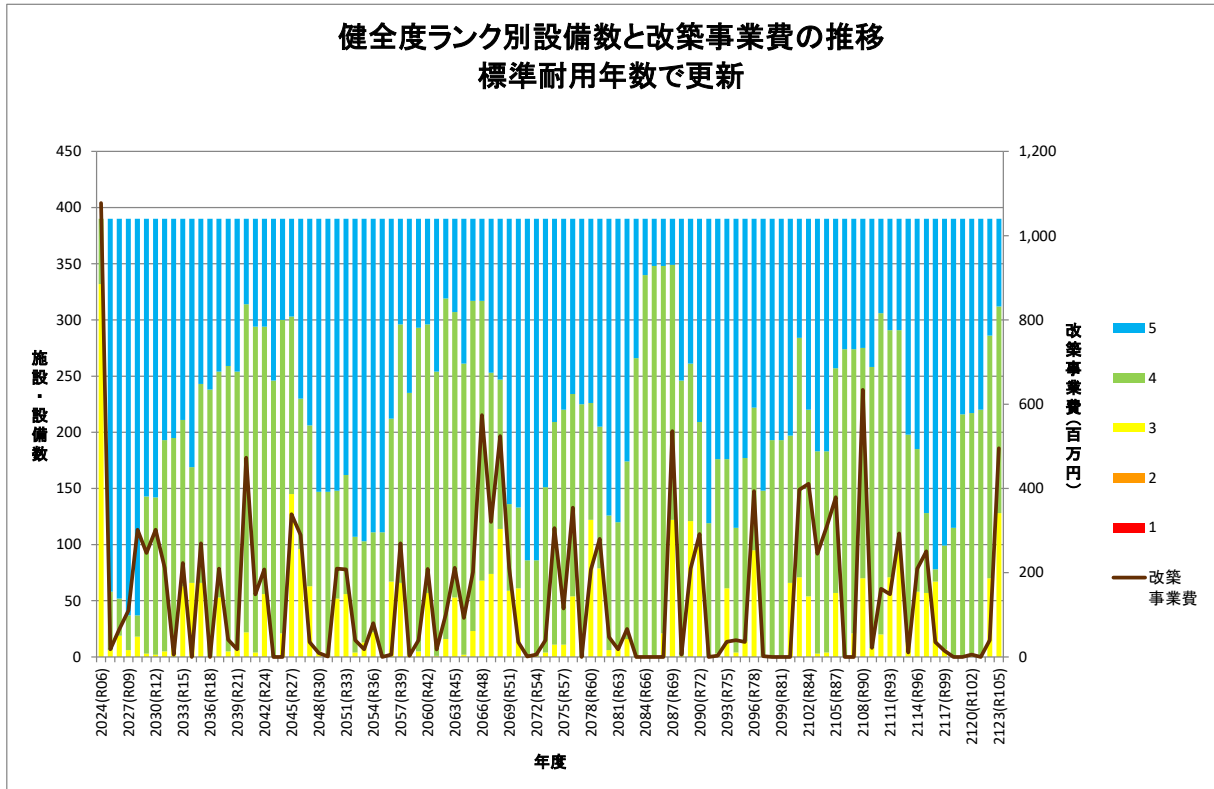


図 7-10 標準耐用年数で改築を実施した場合の健全度と改築事業費の推移

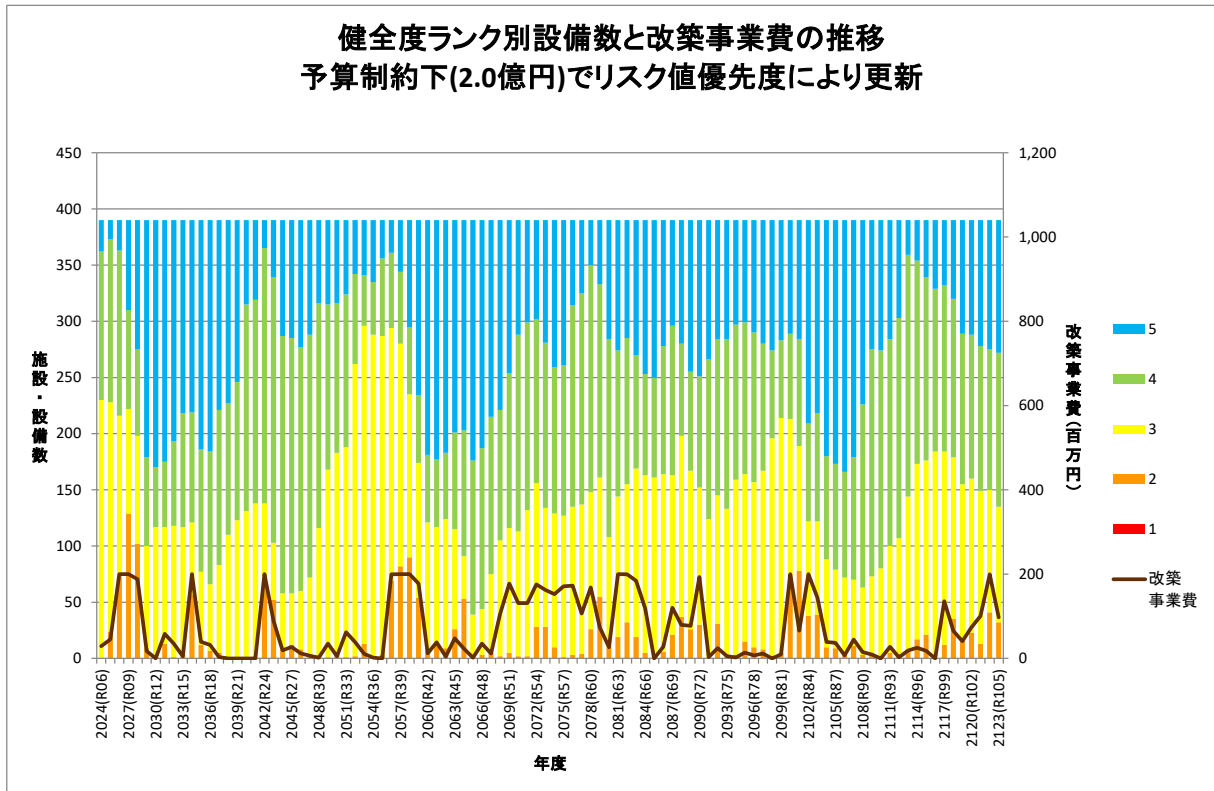


図 7-11 予防保全の考え方を取り入れた場合の健全度と改築事業費の推移

イ 漁業集落排水処理事業

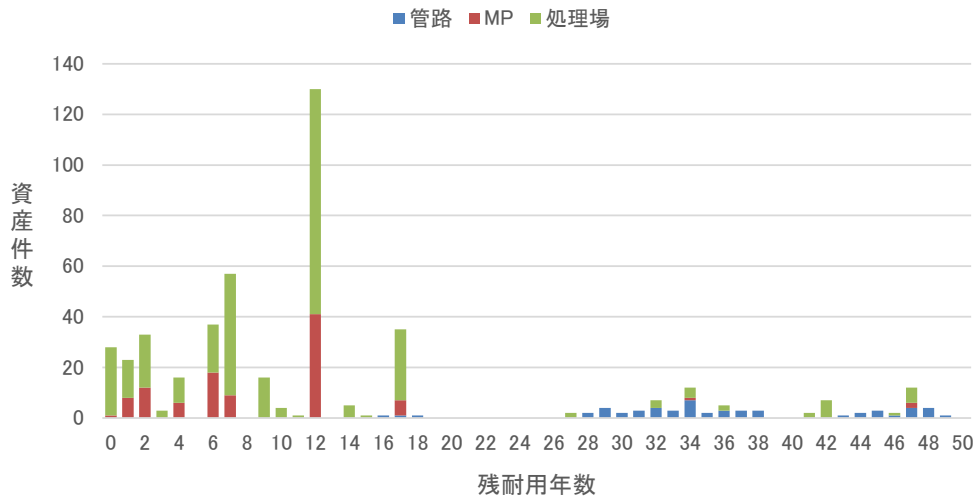


図 7-12 保有資産の残耐用年数別資産件数（漁業集落排水）

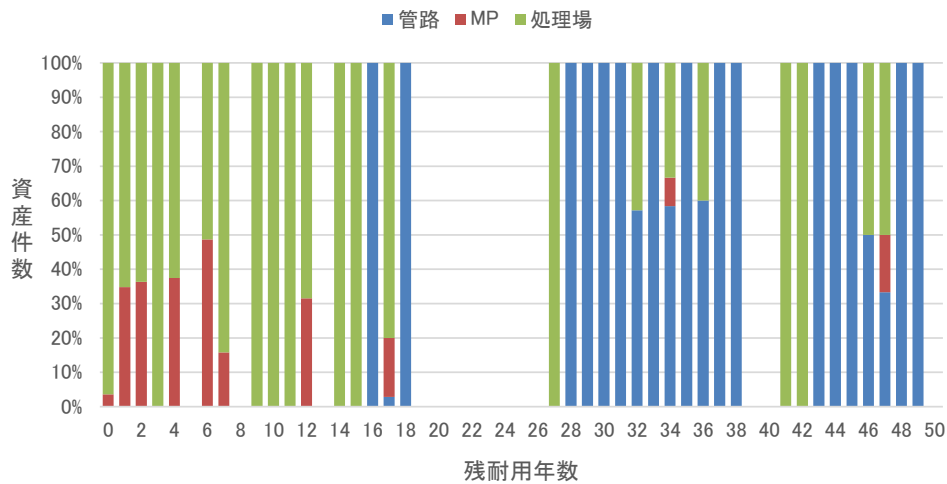


図 7-13 保有資産の残耐用年数別資産件数割合（漁業集落排水）

漁業集落排水の改築需要は、機能保全計画において検討した最適整備構想に準じています。改築需要としては、令和21年度までは約5千万円で推移し、令和27年度以降は約1億円で推移すると予想されています。

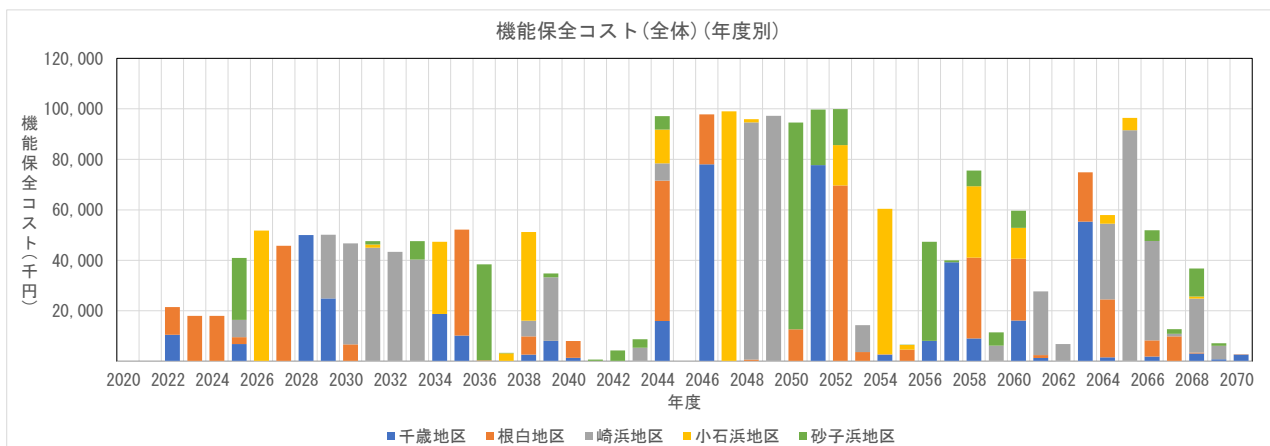


図 7-14 最適整備構想による改築需要（全体）

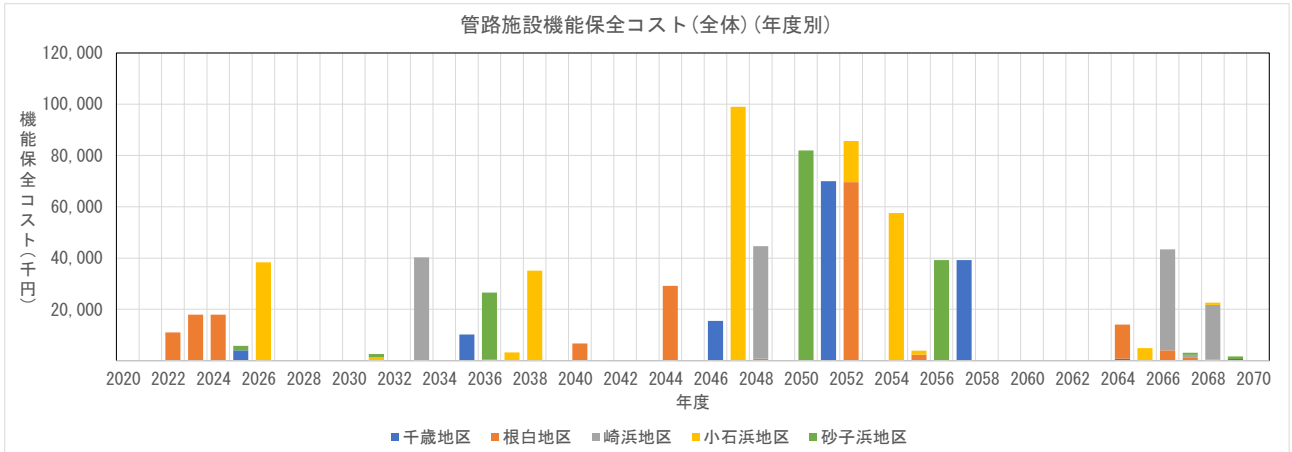


図 7-15 最適整備構想による改築需要（管路）

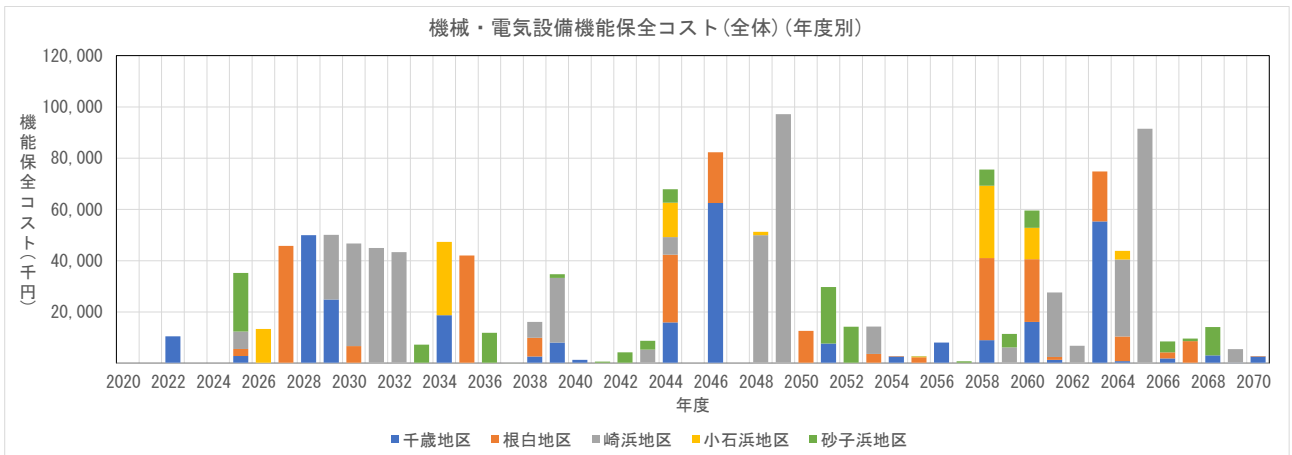


図 7-16 最適整備構想による改築需要（処理場）

8 用語集

あ行

ICT【あいしーていー】

「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のこと。

一般会計繰入金【いっばんかいけいくりいれきん】

雨水処理に要する経費、分流式下水道に要する経費のうち適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費など経費負担区分に基づき、下水道使用料や漁業集落排水施設使用料ではなく市の一般会計が負担することとされている経費について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。

エネルギーマネジメント【えねるぎーまめじめんと】

処理場等で使用するエネルギー使用を見える化し、効率的に使用するための活動を指す。太陽光発電、消化ガス発電等による自家消費、高効率な機器への入替えによる省エネ等。

汚水処理原価【おすいしょりげんか】

汚水処理に要した費用を有収水量で除したもの。

か行

概成【がいせい】

下水道、その他汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上となること。

改築【かいちく】

更新又は長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもの。

- ① 更新：既存の施設を新たに置き換えること。
- ② 長寿命化対策：既存の施設の一部を生かしながら部分的に新しくすること。

全量改築は、改築・修繕の対策等が予定されている施設を全て改築した場合を指し、下水道ストックマネジメントにおける事業量算定の仮定条件として使用されるケースがある。

官民連携【かんみんれんけい】

地方公共団体等と民間企業等が協働して公共サービスを提供するための方法のこと。

元利償還金【がんだりしょうかんきん】

借り入れた企業債の元金償還金と支払利息の合計額。

企業債【きぎょうさい】

地方公営企業が、施設の新規整備、改築など建設改良費に充てるため、国などから長期で借り入れする借金のこと。

企業償還金【きぎょうさいしょうかんきん】

借り入れた企業債の返済額のこと。

基準外繰入金【きじゅんがいくりいれきん】

公益性の観点から、例外的に一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない経費。

供用開始区域【きょうようかいしゅくいき】

下水道が整備され、下水を処理場や排水処理施設で処理することができる区域のこと。

漁業集落排水事業【ぎょぎょうしゅうらくはいすいじぎょう】

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境等の改善を図ると同時に個性的で豊かな漁村の再生を支援し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資することを目的に当該区域に汚水処理施設等を整備、運営する事業。

経営比較分析表【けいえいひかくぶんせきひょう】

総務省が毎年度公表する、各公営企業において、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するために、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられたもの。

計画区域【けいかくいき】

下水道の整備対象とする区域のこと。

経費回収率【けいひかいしゅうりつ】

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収程度を示す指標のこと。

減価償却費【げんかしょうきやくひ】

1年以上の長期間にわたって使用する資産（管路施設、ポンプ設備等）を工事等で取得する場合、取得に要した工事費等を、その年度の費用として計上するのではなく、取得した資産の内容に応じた耐用年数に基づき後年に分配し、将来にわたり費用として計上することを減価償却といい、分配される費用を減価償却費という。

建設改良費【けんせつかいりょうひ】

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費。施設の新規整備費や老朽化施設の改築更新費等が該当する。

健全度【けんぜんど】

評価する対象物が有する機能や状態の健全さを示す指標で、修繕や改築更新などの対策手法の判断を行うための基準となる。

広域化・共同化【こういきか・きょうどうか】

複数の市町村等が処理区域の統合や下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化等で事業運営を効率化すること。

公共下水道【こうきょうげすいどう】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

公共用水域【こうきょうようすいいき】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する管路、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。

固定資産台帳【こていしさんだいちょう】

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿のこと。

さ行

資産維持費【しさんいじひ】

将来の改築需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、受益者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの。

指定管理者制度【していかんりしゃせいど】

強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者に代行させる方式。

資本勘定職員【しほんかんじょうしょくいん】

建設改良事業に従事する職員。

資本的収支【しほんてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の二つに区分される。資本的収支とは、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金等の投資的な支出及びその財源となる収入のこと。

収益的収支【しゅうえきてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の二つに区分される。収益的収支とは、企業の一事業年度における事業活動により発生する収益とそれに対応する費用のこと。

集合処理【しゅうごうしより】

各家庭からの生活排水や事業所などの排水を管路施設等により集積し、処理場で一括処理し、公共用水域等に放流する汚水処理方式。

従量制【じゅうりょうせい】

下水道使用料について、下水道に排出した汚水の量に応じた使用料を課す方式。

処理場【しゅりじょう】

下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために設けられる施設。

使用料単価【しゅうりょうたんか】

使用料収入を年間有収水量で除したもので、有収水量1 m³当たりの使用料収入を示す。

処理区域【しゅりくいき】

下水道法では、下水（汚水、雨水）を排除すべき区域を「排水区域」、排除された下水を処理場で処理することが可能な区域を「処理区域」と定義している。

新経済・財政再生計画改革工程表2021【しんけいざい・ざいせいさいせいけいかくかいかくこうていひょう2021】

新経済・財政再生計画に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応と KPI、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋として、内閣府に設置された合議制の機関である経済財政諮問会議において示されたもの。

水洗化人口【すいせんかじんこう】

実際に下水道等に接続し汚水を処理している人数。

水洗化改造融資あっせん【すいせんかかいぞうゆうしあっせん】

水洗化促進改造資金融資あっせん制度のこと。下水道を使用するには、トイレを始めとする宅地の排水設備の改造が必要となる。この改造工事費用が市民の負担とならないよう、金融機関から改造資金の融資を受けられるように設けられた制度。

水洗化率【すいせんかりつ】

下水道が利用可能となった人のうち、下水道に接続するための排水設備を工事し、実際に下水道を使用している人の割合。

ストックマネジメント【すとっくまねじめんと】

既存の構造物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

整備率【せいびりつ】

基本計画整備面積に対する整備面積の割合。

全国平均【ぜんこくへいきん】

全国の公共下水道事業又は漁業排水処理事業で、地方公営企業法を適用している団体の平均値のこと。

損益勘定職員【そんえきかんじょうしょくいん】

建設改良事業に従事する職員以外の職員。

た行

耐用年数【たいようねんすう】

建物、建築附帯設備、構築物などが通常の使用に耐えうる期間のことで、施設や設備の種類によって異なる。

単独公共下水道【たんどくこうきょうげすいどう】

公共下水道のうち、単独で処理場を有するもの。

ダウンサイジング【だうんさいじんぐ】

人口減少や節水機器の普及に伴い、施設更新の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。

長期前受金戻入【ちょうきまえうけきんれいにゅう】

建設改良費の財源とした国庫補助金や受益者負担金・分担金などを減価償却費に合わせて収益化したもの。

長寿命化【ちょうじゅみょうか】

適切な保全対策を講じて施設の劣化を防止し、施設の寿命（問題なく使用できる年数）を延ばすことにより、施設の建設費と維持管理費を含む一定の期間の費用を減らすこと。

都市計画区域【としけいかくくいき】

都市計画区域は、都市計画法により、都道府県知事や国土交通大臣が指定する区域である。都市計画区域は「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分される。

は行

廃棄物系バイオマス【はいきぶつつけいばいおます】

廃棄物として排出された生物由来の再生可能な有機性資源（石油など化石資源を除く）のこと。

標準耐用年数【ひょうじゅんたいようねんすう】

一般的な環境下で適切に維持管理が行われている場合の耐用年数のこと。管路及び終末処理場の土木・建築構造物は50年、機械・電気設備は10～30年とされている。

P F I【ぴーえふあい】

Private Finance Initiative の略称。公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとする公共事業の手法。

P D C A サイクル【ぴーでいーしーえーさいくる】

継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

PPP【ぴーぴーぴー】

Public Private Partnership の略称。官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民連携の形態のこと。公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化などの方策を通じて、公共サービスの効率化を図ること。

包括的民間委託【ほうかつてきみんかんいたく】

一定の要求水準を満たした上で、受託した民間事業者が、創意工夫やノウハウを活用して、効率的・効果的に運営できるよう複数の業務や施設を包括的に委託する発注方式のこと。

ま行

未普及対策事業【みふきゅうたいさくじぎょう】

下水道施設が整備されていない区域へ、施設整備を推進し、当該区域の住民等が下水道を使用できるようにする事業のこと。

や行

有収水量【ゆうしゅうすいりょう】

下水道等で処理した汚水のうち、不明水を除いた下水道使用料収入の対象となる水量のこと。

有収率【ゆうしゅうりつ】

終末処理場での処理水量に対する下水道使用料の徴収対象である有収水量の割合。

ユーティリティー費【ゆーていりていひ】

下水道施設の運営に必要な光熱水費、備品等の調達費。

ら行

ライフサイクルコスト【らいふさいくるこすと】

施設における新たな整備から、維持修繕、改築、処分を含めた生涯費用の総計のこと。

流域下水道【りゅういきげすいどう】

地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、処理場を有するもの。流域下水道の設置・管理は、原則として都道府県が行う。

類似団体平均【るいじだんたいへいきん】

下水道事業経営指標（総務省）において、処理区域内人口・有収水量密度・供用開始後年数の類型区分が同じ団体の平均値のこと。

累進制【るいしんせい】

下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料について、下水道に排出した汚水の量の多少によって使用料の料率が異なる方式。

老朽化対策事業【ろうきゅうかたいさくじぎょう】

供用年数が長い老朽化施設等について、点検・調査の結果に基づき、改築・更新、維持修繕等の対策を実施し、機能回復を図る事業のこと。